

衆議院 第百五十九回国会 武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録 第十一号

平成十六年四月二十八日(水曜日)
午後二時一分開議

出席委員

委員長 自見庄三郎君
理事 石崎 岳君
理事 久間 章生君
理事 首藤 信彦君
理事 前原 誠司君
理事 赤城 徳彦君
理事 江崎洋一郎君
理事 大村 秀章君
理事 櫻田 義孝君
理事 柴山 昌彦君
理事 田中 英夫君
理事 中西 一善君
理事 西銘恒三郎君
理事 古川 禎久君
理事 大出 彰君
理事 末松 義規君
理事 中川 正春君
理事 長島 昭久君
理事 細野 豪志君
理事 松崎 公昭君
理事 渡辺 周君
理事 榊屋 敬悟君
理事 東門美津子君

北村 誠吾君
増原 義剛君
平岡 秀夫君
遠藤 乙彦君
植竹 繁雄君
遠藤 利明君
佐藤 鍊君
塩谷 立君
菅原 一秀君
谷 公一君
中山 成彬君
林田 彪君
宮澤 洋一君
大島 章宏君
筒井 信隆君
中塚 一宏君
榑崎 欣弥君
松本 謙公君
松本 剛明君
大口 善徳君
赤嶺 政賢君

総務大臣 麻生 太郎君
外務大臣 川口 順子君
財務大臣 谷垣 禎一君
国務大臣 石破 茂君
(防衛庁長官)
(金融担当)
(経済財政政策担当) 竹中 平蔵君

国務大臣 (事態対処法制担当)
防衛庁副長官 井上 喜一君
外務副大臣 浜田 靖一君
環境副大臣 逢沢 一郎君
加藤 修一君
堀内 文隆君
増田 好平君
大石 利雄君
貞岡 義幸君
山本 庸幸君
中城 吉郎君
瀨川 勝久君
大井 篤君
西川 徹矢君
東尾 正君
長嶺 安政君
近藤 誠一君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長) 近藤 信司君
政府参考人 (文部科学省研究開発局長) 坂田 東一君
政府参考人 (資源エネルギー庁原子力安全・保安院長) 佐々木宜彦君
政府参考人 (海上保安庁長官) 深谷 憲一君
政府参考人 (環境省総合環境政策局長) 松本 省藏君
衆議院調査局武力攻撃事態等への対処に関する特別調査室長 前田 光政君
委員の異動
四月二十八日
辞任 仲村 正治君 補欠選任 西銘恒三郎君
蓮実 進君 柴山 昌彦君
鳩山 邦夫君 古川 禎久君
山口 泰明君 櫻田 義孝君
岩國 哲人君 松本 謙公君
長島 昭久君 大出 彰君
同日 補欠選任 山口 泰明君
櫻田 義孝君 仲村 正治君
西銘恒三郎君 鳩山 邦夫君
古川 禎久君 長島 昭久君
大出 彰君 岩國 哲人君
松本 謙公君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案(内閣提出第九八号)
武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊

の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案(内閣提出第九九号)
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案(内閣提出第一〇〇号)
国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案(内閣提出第一〇一号)
武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案(内閣提出第一〇二号)
武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案(内閣提出第一〇三号)
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書一)の締結について承認を求めるの件(条約第一二号)
千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書二)の締結について承認を求めるの件(条約第二二号)

○自見委員長 これより会議を開きます。

本委員会に付託されております、内閣提出、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案等武力攻撃事態等への対処に関する七法律案及び日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承

認を求めるの件等条約三件を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案件審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官堀内文隆君、内閣官房内閣審議官増田好平君、内閣官房内閣審議官大石利雄君、内閣官房内閣審議官岡義幸君、内閣法制局第二部長山本庸幸君、内閣府政策統括官中城吉郎君、警察庁警備局長瀬川勝久君、防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁運用局長西川徹矢君、消防庁次長東尾正君、外務省大臣官房参事官長嶺安政君、外務省大臣官房文化交流部長近藤誠一君、外務省総合外交政策局国際社会協力部ジュネーブ条約本部長荒木喜代志君、外務省中東アフリカ局長堂道秀明君、外務省条約局長林景一君、財務省主計局次長佐々木豊成君、財務省国際局長渡辺博史君、文部科学省初等中等教育局長近藤信司君、文部科学省研究開発局長坂田東一君、資源エネルギー庁原子力安全・保安院長佐々木宜彦君、海上保安庁長官深谷憲一君及び環境省総合環境政策局長松本省藏君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○自見委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○自見委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本剛明君。

○松本(剛)委員 有事法制の審議をここまで重ねてきたわけでありまして、きょうも有事法制について幾つか質問を用意させていただいていますが、それに先立って、国民年金の問題について、政府の、内閣の姿勢というものを確認した上でないと質問に入らせていただけないと思いますので、お伺いをしたいと思います。

本来、年金の法案に関して提出のいわば連帯責任、共同で責任を負っておられる内閣のメンバーと私どもの次の内閣の閣僚のメンバーとは少し意味が違うとは思っておりますが、内閣の方で御発

表になるのであれば私どもも次の内閣のメンバーの方は発表をしよう。与党の方から、国会議員になつてからという話があったやにもお聞きをいたしますけれども、そういうふうにお聞きをしておりますが、残念ながら、現段階まで御発表があったとはお聞きをしております。

ということ、ここで御聞きをしなければいけないとなつてしまつたわけでありまして、川口大臣については外務委員会でお答えになつたというふうにお聞きをしておりますし、麻生大臣、石破大臣は、先般、厚生労働委員会でお答えになつたのを私もお聞きをしておりますので、あとは井上大臣に。

新聞の報道等では、現在は払う必要がない。それはおっしゃるとおりだろうというふうにお聞きをしておりますが、公務員在職中とその後のことについて一部新聞等では御発表になつておられるようですが、もう一度、国会議員になつてからで結構でございますので、おしをいただきたいと思います。

○井上国務大臣 私は、この年金、特に国民年金の保険料につきましては納付について、もう何回も聞かれることですから、記者会見でも申し上げているとおりでありまして、大体、新聞もそのとおり書いておりますから、もう余りにもくどいので、あのとおりでということ言っておるんです。

私は、御承知のとおり、国家公務員でありまして、退職いたしましたのは昭和六十年でございます。その当時の年金の制度と今の制度は若干違つていたわけですね。その当時は、いわゆる二階建てになつていたわけですね。国民年金と言わないで、基礎年金と報酬比例部分の年金、この二つの制度になつていたわけでございます。私が退職しました時点では、私はもうすぐに減額年金をもらつたんです。年金としては少し少ないけれども、結構です。年金ということで減額年金をもらつた。と同時に、国民年金部分の保険料の支払い義務がなくなつたわけですね。それ以降ずっと経過をして

きているということでございます。

その後、法律が若干変わったようでありましてけれども、変わりましたが、私のその義務が免除されていくといふんです。義務がないということについてはずっと継続している、そのように理解しているわけでございます。

○松本(剛)委員 確認だけさせていただきます。

先生、御退職になられたとき、六十年ですと多分五十三歳でいらつしやうと思ふんです。共済の方はその時点で減額年金を受け取るということと義務なしという御説明をいただいたというふうな理解をしたらよろしいですか。——はい。

では、その点を確認させていただきます。

石破大臣と麻生大臣に一点ずつ。国民年金の保険料をお支払いになつていふことになると、社会保険料の控除を受けられるということになるわけでありまして、お払いになつていふことがあつた時期があつたというふうにお聞きをしております。その時期の社会保険料の控除についてどのようにされておられたか。これは、先般の女優さんにもそれに関するのを発表のときにおつしやうとおられたので、お調べになつたときにあわせてお調べになつておられるだろうと思ふので、御回答をそれぞれ、どちらからでも結構でございます。いただきます。

○麻生国務大臣 未払いの期間が約三年何カ月ありますので、今言われましたように、社会保険料控除は受けておりません。

○石破国務大臣 確認をいたしました。払つておられない部分は、当然、控除は受けておりません。

○松本(剛)委員 国民年金保険料は、私が知る限りでは、多分、領収書は不要であると思ふんです。ですから、通常の税理士さんであれば、恐らく税理士さんにお頼みになつておられるだろうと思ふんですが、御自分でやっておられるのか。——御自分でやっておられるとすれば、一層、社会保険料控除の欄を見たら年金の保険料はどうなつていふかというのをぜひお気づきをいた

だきたいと思ふわけでありまして。

国民の義務としてのこの部分について、保険料の控除を、当然、払つておられないんですから受けておられないはずだといふふうに思ふんですが、受けておられないとすれば、その時点でぜひこれはお気づきをいただきたい話であり、しかも、私どもも今回の議論の中で、よく混同されているようでありまして、多くの国民の皆さんが、制度が複雑でわかりにくいとか、未納の方がいらつしやるといふのも今の現実であります。

私自身のことも申し上げなければアンフェアだろうと思ふ。私もサラリーマン時代に、十四年前に、八日間、無職の時代があつたときに、国民年金の支払い発生義務があるということが先般判明をいたしましたので、公開いたしております。

その意味で、今回の年金の法案を御提出になつた閣僚としての責任といふのは、通常の国民としての責任とは違つたといふことを強く御認識いただいて、なおかつ、政府の一員として、坂口大臣は月曜日に発表されるおつしやう、それが先へ延び、また、きょうのお昼という話も一部あつたのがまた先へ延びということについては、むしろ閣僚の一員としてきちつと発表をし公開すべきだと。麻生、石破両大臣もきちつと発表されたわけでありまして、全員がきちつと発表すべきだといふふうな閣僚として行動していただきたいといふことを強く要請を申し上げて、本論の質問に入らせていただきます。

各法案の審議をここまで重ねてまいつたわけでありまして、改めて、緊急事態が発生して政府がどのように対応していくのかといふことを、これは、法案からいふより、むしろ事態が発生して政府にどうやって入っていくのかといふことを、具体的なイメージが国民の皆さんにもわくように、少しお話をいただきたいといふふうに思つております。

昨日、質問の通告でもちよつとお願ひをしておつたんですが、例えば警察庁、どこかに一一〇

番の通報が入る、この通報が入って、それを、当然、一〇番に対する行動は起こされると思いますが、同時に、政府にこれを連絡すべきなのかすべきでないのかという判断を重ねていきながら、恐らく、内閣官房、官邸に連絡が入ることになるだろうというふうに思うわけでありまして、ぜひその流れを、そして、どういう形で官邸まで情報を届けるという形になっているのか、警察の方とそれから一九番、消防庁の方と示しをいただきたいと思ひます。

○瀬川政府参考人 お答えいたします。

現在、都道府県警察におきましては、緊急事態発生についての一〇番通報を受理した場合に、これを直ちに警察庁に報告をするということになっております。それから、都道府県及び消防等の関係機関にもその時点で通報して、連携して対処するというようになっております。

問題は、この緊急事態というのが一体どういう形で一〇番で入ってくるのかということについては、いろいろな形態があるだろうということでありまして、現時点、重大突発事案ということで警察庁の方に都道府県警察から連絡がありますのは、例えば、多数の死傷者を伴う事案でありますとか、社会的な反響が大きい事案、あるいはそういった可能性のある事案ということになっておりまして、こういったもののなか、あるいはほかと別の形のものとして一〇番通報があるのか、この辺は十分検討して今後の計画にも反映させていかなきゃいけないというふうに思っております。

そこで、警察庁としては、こういった連絡を受けるにつかまして、総合当直という体制をとっております。これは、夜間でも休日でも三百六十五日二十四時間、都道府県警察からの連絡を受ける体制をとっております。

ど申し上げたような、多数の死傷者を伴うとか、社会的反響が大きいとか、その可能性があるというようなことに限らず、これは初動段階で事案の概要がよくわからないということが多いわけですので、できるだけこれを内閣情報集約センターの方に前広に報告するという体制をもって対処しているところでございます。

○麻生国務大臣 松本先生、武力攻撃事態が一〇番とか一九番というのは普通は考えられないんだと思うんですね。普通はレーダーとか、そういったようなもので一応状態がわかってくるから来るのが普通で、一〇番の通報があるまで全然理解がされずという状態はなかなか考えにくいと思うでしょう。だから……（発言する者あり）まあちよつと聞いてください、質問に答えているんだから。

そういった意味で、私どもの消防庁としては、そういった状況で、もし仮にテロ等々での状況というの考えられますから、そういったときに、起きたときのことに言わせていただければ、今でも、空中消火が必要と思われる林野の火災とか、それから、建物ですと十一階以上の建物の火災とか、また、航空機の火災、列車の火災等々は直ちに消防庁ということになっております。もちろん原子力発電所の火災というものもその中に含まれますが、そういった意味では、結構、火災に関しましてはそれなりの準備が早いと思われまふ。私も一番心配するところではありますけれども。

過日ありました苦小牧の石油タンクの大火災のときには、ちなみに、四時五十二分に火災が感知をされておりますが、五時十二分、二十分後には消防庁へ既に通報されておることでありまして、その種の大きな火災につきましては通報、伝達はそれなりの経験がある。消防本庁まで二十分ということになるかと存じます。

官邸につきましては、井上先生にお聞きいただいた方がよろしいと思ひます。消防庁の分は官邸にそのまま伝わります。

○松本（剛）委員 きのう通告のときにもちよつとお願ひをしておつたんですが、全部ということになると細かくなるかもしれないんですが、消防庁もそれから警察庁も、各本庁へ上げるまでに恐らくどこかで判断は入ると思うんですね。今おっしゃったように、緊急事態かどうかという定義を先ほどある程度お示しいただいたわけでありまして、けれども、麻生大臣は、今、通常はレーダーとかとおっしゃいましたが、これからの時代は、本当に入り口がどういう形になるかわからない。テロというのもあり得るし、緊急対処事態というのを今般設けたのもそういう趣旨だろうというふうに思う。

私どもは、いろいろな意味での情報に関する今の政府の体制というのは大いに改善をしていただくべき点があるのではないかと。それは、今申し上げたような、各地の緊急事態の情報をどのように集約して状況を把握していただくかということと、もう一つは、後ほどまたお伺ひをしようと思ひますが、事前に、アメリカでも九一が防げたのかどうかということで議論になっていますが、いろいろな情報を総合して、何が起るかというのを予測、情報収集、分析をするような体制というのがどのぐらいあるのかということの二点の意味で、情報の体制というのをこれから整えていただきたいというふうに思っているんです。

もう一度だけ、今おっしゃったように、警察庁と消防庁、ある程度、官邸に上げる基準というのは明確な基準を設けて、かつ、警察であれば各警察署まで一〇番が入ってくるということになると思ひますし、消防であれば各市町村消防まで、何らかの形でそういった緊急事態もしくはそれに類するものの通報の基準というのを決めていなければならないのかどうか、決めていないとすれば、これからでもぜひそういう体制をとっていただきたいということの要望を兼ねて、御質問申し上げます。

○瀬川政府参考人 お答えいたします。

先ほどの御答弁とちよつと重複するかもしれませんが、申し上げますと、実は昨年の十一月に閣議決定がございまして、関係省庁は、緊急事態及びその可能性のある事案を認知した場合は、直ちに内閣情報調査室に報告するとともに、事態の推移と対処について適時報告をするということになっておりまして、直接的には、この閣議決定に基づきまして私ども適切に対処するということになろうと思ひます。

そこで、緊急事態につきまして、今、政府内におきましては類型につきましていろいろな検討も行つておるところでございますし、警察といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、一応の基準としては、警察庁報告につきまして、多数の死傷者を伴う事案、社会的反響が大きい事案及びその可能性のある事案ということになっておるところでございます。

ただ、この緊急事態といひますか、こういった武力攻撃事態という問題につきましては、先ほど総務大臣からも御答弁ありましたとおり、こういった類型ではなかなかとらえられない形で上がってくることも考えられるということでございます。まして、いづれにいたしましても、そこはしっかりとこれから研究をし、いろいろな計画策定の段階で遺漏のない体制を考えていきたいと思ひますけれども、こういった事態に限らず、各種事案におきましては、先ほど申し上げましたように、初動段階ではよく全貌がわからないということがありますので、今申し上げました基準にかかわらず、これは初動対応におくれが生じることがないように、幅広といひますか広目に情報は官邸まで上げて集約をしていくという姿勢が一番大事だろうというふうに思ひますところでございます。

○東尾政府参考人 消防関係についてお答えいたします。

消防災害に関する速報につきましては、これまでも、客観的な基準に基づきまして、大火災や航空機事故、列車火災などについては、直ちに市町村、都道府県から消防庁に報告が上がることに

からの時代は十分に想定し得るというふうに見えるわけでありまして、ぜひ危機管理に關して、防衛以外の危機管理に對しては危機管理監が入られて、内閣官房副長官補の事務体制がその下に入った形で動く、防衛のときであれば危機管理監は入られずに官房副長官補の体制が動くというふうな、動き方が変わる仕組みになっているということ自身が、先ほど、すき間のないように危機管理に對応すると言われましたが、どちらかわからない、防衛の問題が入るのか入らないのかわからない間は、どうやって動くのかということになつてござるを得ない。答弁あります。

○堀内政府参考人 第三国が宣戦布告をして武力攻撃事態が明らかというところであれば格別でありますけれども、最初の段階ではやはり武力攻撃事態が否か不明である場合が多かるうというふうに思います。そういう場合には危機管理監の所掌に含まれるということでございます。

○松本(剛)委員 では、宣戦布告がないときはすべて危機管理監の所掌だということではないんですか。

○堀内政府参考人 お答えをいたします。

明らかに武力攻撃事態という場合を除きまして、発生段階で武力攻撃事態が否か不明である場合につきましては、危機管理監の所掌に含まれるということでございます。

○松本(剛)委員 では、武力攻撃事態ということとが判明したら、危機管理監は、そこで、私の仕事ではないということで抜かれる、その体制で改めて動かれるということでしょうか。

○堀内政府参考人 お答えをいたします。

防衛活動そのものにつきましては非常に高度な判断が必要ということでございますけれども、防衛活動が必要事態におきましても、例えばそれ以外の、避難・誘導、被災者救助あるいは社会秩序の維持、そういった事務につきましては内閣危機管理監の所掌に含まれるということでございます。

○松本(剛)委員 所掌は私も理解しているつもり

なんです。ですから、本当にそれで、こういう事態が起こったときに、まずどの体制でいくのかを今の仕組みだと選ばないといけないというふうになるわけですね。とりあえず、今のお話だと、宣戦布告がなければ危機管理監が入るんだというふうなお話でありましたが、武力攻撃事態というものは必ずしも宣戦布告がない場合でも十分にあり得るということ、もうこれは、恐らくここにおいで皆さんのコンセンサスだろうというふうに思います。ですから、そうなる今までと体制が変わる。

我々は、危機管理庁ということをやった基本法から御提言を申し上げてきたのも、まさに先ほどお話があったように、前広にいろいろな緊急事態もしくは緊急事態に類するものに対応をスタートさせようと思ったときに、一元的にきつと受けとめて動き出すという、その初動の部分というのは極めて重要だという気がいたします。

石破大臣がうなずいておられたか、うなずいておられないかは申しませんが、警察と防衛庁の線引きじゃないかということ先ほど私申し上げました。そういうふうなことを先ほど私申し上げておられる。これはそれぞれの所掌されているところにとつては大変重要な問題かもしれませんけれども、井上大臣も、これから縦割りを排していかないとこの危機には対応できないというふうなことを、一番最初に御質問申し上げたときにお話をいただいたというふうな記憶をしております。

ぜひ、これは、こういう新たな法制を整えていくときに、個々の現場からの情報の集約については先ほど警察、消防の方にお願いをさせていただきまして、今度、内閣の官邸のあり方、受けとめ方ということについても、まさに縦割りの要請が入り込んでいるように我々から見え、かつ、いろいろ話をしていると懸念が残るという状況がまだあるとすれば、これを機会に、機構、そして場合によつては各省庁の分担に触れることになるのかもしれないが、まさにそこは内閣としてきちつとやっていただきたい、これを機

会に見直しをしていただきたいということを強く御要望申し上げたいと思います。

御提案というか御要望を申し上げる形になると思いますが、九七年の行政改革会議の中で危機管理専門の職のイメージということで出てきて危機管理監というのが設けられたのではないかなというふうな我々も理解をしております。

そこでは、危機管理の専門の人に求められることというところで、第一次的にどういうことなのかという判断をして動くということが求められる。それから、ふだんからこういう情報、そして危機管理の専門家のネットワークを構築して対応することが求められる。また、平素から危機管理体制の整備、点検、見直しを進めておくことが求められる。あわせて、情報集約・分析をする体制がその危機管理の専門職には求められる。また、危機管理の事務体制を整えることが求められる。

こういった五点左右がその行政改革会議の中間整理といった中にも記載されておるわけでありまして、専門職を置くということが行われました。

第一次的に判断をするかしないかというのは、私は、そうやって防衛とそれ以外で分けている部分でちよつと疑問なしとしないわけでありまして、総合的な責任者がもつと要ると思います。一部の部分については第一次的に判断をするということができるんだらうと思いますが、専門家のネットワークの構築であるとか、危機管理体制の整備、点検、見直しについては、縦割りの部分が残っている部分だけで、我々からしたら、まだ見直しの余地があるというふうに思います。

あわせて、情報集約・分析の体制というの危機管理の重要なポイントだということになっていきますが、先ほど、内閣に情報集約センターというのがある、四名一班で交代でおやりになっているというふうにお聞きをしましたし、危機管理センターというのは常駐は二人だということであったわけですが、もちろんほかにも、我が国の政府の中には、いろいろな意味での情報をお取り

まとめになる、もしくは情報を集めている部門というのは各省庁にわたつて存在するというふうな理解をしていますが、最終的に官邸できちつと情報を集めて分析をするという体制をおとりになつてくる必要があるというふうに思いますけれども、その辺については、大臣、御意見がありましたら。

○井上国務大臣 今の危機管理の体制はどうあるのが一番いいかということだと思ふんですが、今のお話のように、柱は大きく二つありまして、一つは、情報の収集ですね、情報関係の柱と、それからもう一つは、そういう緊急事態に對する対応の仕方、この二つが大切だと思ふのであります。

まず、前者の情報につきましては、広く情報を集めてくる、集める体制を整えておくということですね。それから、分析をする力を高める、さらにはそういう評価をしていく、こういうことだと思ふんですね。それに従いまして、どういう状況の場合にはだれに上げていくかというふうなことがおのずと決まってくると思ふますし、あるいは、それぞれの段階におきましてどういうような体制をつくらなくちゃいけないか、こういうことができてくると思ふんですね。

ですから、今、両方御指摘があつたんじゃないかと思ふのでありますけれども、私は、全体としては、そういうようなことが一番機能的に効率的に行えるような体制が最もいい。しかし、こういう体制というのはこれで十分ということはないわけですね。いろいろな機器の発達もありまして、いろいろな状況の変化もありますから、常に状況を見ながら一層の体制の強化を図っていく、そういう意識と努力が必要じゃないか、こんなふうに思ふます。

○松本(剛)委員 時間が限られてきましたので、少し先を急ぎながらお話を申し上げたいと思ふます。

この法案、昨年の法案もそうですけれども、今回の法案をおつくりになるに当たつて、何らかの

形で、例えば内閣において、今申し上げたような情報が入ってきて、どう動くとか、国民、地方に對してどうするか、何かを想定したシミュレーションみたいなことをされたのでしょうか。

これをお聞きするのは、もちろん法案ができてからいろいろな形で訓練というのは行われるだろうというふうに思いますが、法制とか制度というのはある程度やはり一度動かしてみないと、特にこういった法案では、必要なものというのが足りていないのか足りていないのかということも出てきかねないということになるかと思っております。

その点で、今回、一年以内にぜひ国民保護法制をつくっていただきたいということで我々お願いいたしましたので、限られた時間ではあったと思いますが、何らかの想定を置いてでも図上演習のようなことを何かこの法案をおつくりになるときに一度おやりになったのか、なっていないのか、まだであればこれからおやりになるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○井上国務大臣 これまでの緊急事態に対する対応の訓練といいますが、そういうものは、地震でありますとか、あるいは原子力発電所の事故でありますとか、そういう既に法律として対策が決まっておりますものにつきましてはやってきているわけでありまして、この有事のものにつきましては、幾つかの類型を想定しまして、これからそういったシミュレーションをして訓練していかないとはいけなく、そんな状況であります。

○松本(剛)委員 いろいろな意味で、シミュレーションをされると、この法案をひよっとしたらまたブラッシュアップしなきゃいけないということが出てくるのではないかと気がいたします。ぜひ、本当に国民のために、いろいろな形で想定を置いてでもシミュレーションをしていただいで、必要な形をとっていただきたいと思っております。そんな中で、国民の避難という国民保護法の話に移ってまいりたいというふうに思います。このことも、今の延長線の中で、具体的に本場にどうなるんだらうかということを考えてながら少しお話を

をさせていただきたいと思うんです。

もう石破長官には申し上げるまでもありませんが、鳥取県で図上演習をしたという話がよく報道されておりますし、私たちが鳥取県の方からお話を伺って、演習の結果どうだったのかということもお話を伺いました。そうしますと、あれは鳥取の西部の方だったと思えますけれども、避難をしようと思ったら十一日間かかったという結果が、これは一つの結果で、それがまたすべてではないとは思いますが、一つの結果が出たという話もありました。

今、内閣としてのそういうシミュレーションはしていないということでありましたが、麻生大臣の方に、鳥取県ほどやっておるところは少ないからニュースになったのかしらぬというふうには思いますが、各地方でどのぐらいのことをやっていられるか把握をされているのかどうか、やっていくという話はある程度聞き取っておられるのかどうか、その辺は法案策定に反映されたのかどうか、ちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 いわゆる自分の県で選出しておられる国会議員が防衛庁長官だったからというのではなくて、多分、片山という知事が、鳥取県という日本海に面しておりますあの地域ということもこれありということとされたというように、片山知事と話した感じで、いろいろこの種のことに結構見識があると、私はしゃべっていてそんな感じがしたんですが、いずれにいたしまして、平成十五年七月にやっております。

一つだけ言わせていただきますが、十一日かかったと言われたうち、準備に約六日、実際に三日、そして予備日に二日というのを入れて十一日という数字になっておりますので、先ほど申し上げましたように、ある程度準備ということをやってみました結果なんだろうと思っております。

いづれにいたしまして、鳥取県以外の県でこの種のことを、机上とはいえシミュレーションをやったという県を私ども総務省として把握はいた

しております。

○松本(剛)委員 片山知事と麻生大臣の関係を私もよく存じ上げませんが、やはりこういうのはやってみてわかることというのが間違いないくはいあるだろうというふうに思うんです。

私も、こういった国民の保護について、諸外国の例も含めて、いろいろ調べてみたり学んでみたりいたしました。十一日の内容は今おっしゃったようにかなり分かれるわけですが、しかし、今回のイラクの情勢を見ても、これだけいろいろな装備が高度化していく中ですと、三日間でも、恐らく装備というか軍のスピードの方がはるかに速いだろうというふうに思われるわけであり

ます。申し上げたいことは、例えばドイツでは、基本的には国民は通常の滞在場所にまずとどまるように指導される。そういうことができるかできないかは、憲法の問題、基本法の問題、出てくるわけでありまして、恐らくヨーロッパという、長年、それこそ何百年、戦乱があった地でずっと積み重ねてきた。これはNATO自身が基本的にはそういったポリシーをとっているというふうに我々は承知をしておりますが、どの国も、国民を一人でも多く守ろうとして、その結論として、恐らく彼らの国々では、まずとりあえずはそこにおれという結論に達したんだらう。

我々の国でも、全員が動き出すと大変なことになるということは、私も兵庫県で、阪神・淡路大震災でも経験をいたしました。いろいろな意味で、それぞれの人がよかれと思ったり、自分の気持ちで動かれたりということと動くわけですから、でも、たくさんの方が動くことも何かもがパンクするということとは既に経験で知ったことであります。

そういうことを考えると、きちっと各地で避難のシミュレーションをしてみる。本場に一斉に全部動けるのか。もちろん、いろいろなケースがあります。かなり広範囲にわたって被害が出るケースは、その範囲の人が皆逃げたいと思うだろう

し、逃がしてあげなければいけないという事態もあるかもしれませんし、極めて局所的であるにもかかわらず、いわばうわさが伝わってみんなが動き出すというようなケースもあり得るかもしれません。

そういったことを考えると、最初に申し上げたように、憲法の問題、移動の自由の問題にまでかわってくる問題でありますから、今、法制で簡単にできるというふうには申し上げませんが、きちっといろいろなケースをシミュレーションしてみたいならば、そして本場に国民を守るために必要であつたら、そういうことも考えなければいけない事態がこれから出てくるのではないかと

いうふうに思います。

この点について、まずは井上大臣に御所見を伺いたいと思っております。

○井上国務大臣 私なんかは、こういう避難ということについていろいろな話を聞きますと、まず戦争中のことが思い出されるのであります。私どもの場合、私は田舎なのでありますけれども、空襲なんかにありますと、まず防空こうへ逃げ込むとかやりますと、どうしてもそういう暇がないときはやはり家にいたものです。

ということですが、私も、これは恐らく、村を挙げてどこかへ避難していくなんというの、これは本場に異常な事態だと思つたので、そういう場合はあると思えますけれども、多くはそうじゃないと思つてですね。ですから、そういう場合に、一体、外へ出て避難をするのか、中で避難をするのかといえれば、やはり中の方が多いんじゃないか。もちろん状況によつてこれは違います、一概には言えませんが。

したがいますと、委員がおっしゃいますように、中でどこか、物が崩れないようなところで避難するということや、物を崩れないこととして検討しておかないといけないことだと思っております。

○松本(剛)委員 石破大臣、麻生大臣もこういうことに御見識があらうかと思つたので、御意見を伺いたいんですが、ちょっと時間が限られ

てまいりましたので。——あります。手をお挙げになつたんだら、せつかくですから。

○麻生国務大臣 松本先生、今、ドイツの例を引かれましたが、ドイツと日本の場合、さきの大戦の例を見ますと、落とされた爆弾の総トン数は、ほぼドイツの十分の一が日本、ドイツが約十倍、にもかかわらず、死亡者ともに約三百万ということになっております。学生のときに不思議に思つて、やはり木造建築とコンクリート建築の違いかなど当時思つたんですが、国民保護法があつたかないかの違いではなからうかと、代議士になります前にそう思つたことがあります。そのときに、少なくとも、私はセメント屋だったので、たまたまやはりコンクリートだなんて都合のいいことを一時考えたことも正直認めますけれども。

この間の質問で仲村先生が沖縄の話をしておられましたけれども、戦闘予想地域からそこにいる住民をあらかじめ退避させるというのは、上陸作戦というようなことが予想されれば起きることなんだと思つたので、今、井上大臣のお話にもありましたように、航空機によるじゅうたん爆撃とか機銃掃射によりますものでは対応が全然違うと思つたので、家にいた方が安全、火災による類焼によつて焼けるというのであれば外に避難せざるを得ない、態様によつて大分違うという感じがいたします。

この種のことにつきましては、私ども、この五、六十年やつたことがない話でもありますので、こういった問題は真剣にいろいろシミュレーションをし、経験者の話を聞き、国外からでもいろいろこの種のことにかわつた経験者と呼ばれる、少なくとも、電波の話で言わせていただければ、テロが一番最初にねらうのは放送所とかそういうことになりましようから、それはどう考えたって短波というものは、最低限、短波のラジオぐらい持たれた方がいいというようなこと等、いろいろ細かいこと、幾つもあるうかと存じますが、真剣に討議されてしかるべき問題だと思つて

おります。

○松本(剛)委員 ぜひ、申し上げたように、私どもは基本法の制定をお願いしてまいりました。移動の自由ということにかかわつてまいりました。憲法の問題にもかかわつたことがあるかもしれないわけですが、いろいろなシミュレーションをし、そして、特に国民の避難に関する部分は、そういったものも公開をしていただいて国民にも理解していただいた上で、必要であれば、このドイツの場合も、先ほど指導と申しましたが、一部の地域は退去を禁止するとか立ち入りを禁止するとかいうことも当然定めがあるわけでありまして、場合によつては、本間に国民を守るためにはそういうことが必要になってくるんだというところの理解を皆さんがされるような形にして、しっかりと守れる体制をとつていただけるように、我々もこれは立法府としてかかわつてまいりたいと思つたんですが、政府にも御要請を申し上げたいと思つた。

それから、もう一点御要請を申し上げたいのは、民間防衛という言葉がいいのかどうかということがこの間さんざん言われてまいりましたけれども、いわゆる市民保護といった形、ジュネーブ条約にも定める民間防衛で、これもドイツのケースを、最初に石破大臣と議論をさせていただいたときに、いろいろな意味でドイツが参考になるといったような趣旨のことをおっしゃつたこともありますが、私も研究をさせていただいてたわけでありまして、先般、少し、専門家の方々を登録するのの一つの方法ではないかという話がこの委員会の議論で出たことがあるわけでありまして。

ドイツの場合で調べてみますと、市民保護再編法、日本で言えば国民保護法に当たる中で、あらかじめ民間の団体を既に指定してあつて、どういふ連携をとるかということ、赤十字とか、ドイツの場合だとキリスト教関係のボランティア団体といったようなものが指定がしてあつて、連携の体系も定められている。あわせて、連邦の方の技術救助団という形で六万人のボランティアが登録さ

れていて、動けるような体制になっているということがあるようであります。

すべて外国が何もかも日本より進んでいるといふふうには思いませんが、有事の法制は私どもの国では昨年から言うなれば手をつけたと言つても過言ではないわけでありまして、学ばべきところは学んで、しっかりと制度をつくつていただきたというところも御要請を申し上げて、少し違うテーマに移らせていただきたいと思います。もう残りわずかですが、私の方から麻生大臣にお伺いすることは以上となっておりますので。

米軍との関係について何点かお伺いをしたかったんですが、先ほどと同じような感じで、初動のときの調整メカニズムについても少しお伺いをしたかったんですが、ちょっと詳しくお聞きをしていけると時間がなくなってしまうので、また次の機会に譲るとして、一つは外務大臣に、先般、日米安保という形で動き出す米軍についての法整備というのが今回の行動関連措置とかそういうものの中で整えられているというふうに思いますが、もちろん、ここから先がどういう形になるかというのはわかりませんが、日米安保においても我が国においても、国連が動き出すまでが基本的には日米安保の分担ということになっているというふうには私は理解をしております。

そうすると、国連軍なのか多国籍軍なのかかわかりませんが、それが場合によつては日本の侵害排除に力を注ぐというケースもこういった法制をつくる場合の想定の一つとしては考えなければいけないのではないかと今度私自身は思つておりますが、少なくとも、今回は米軍に関することだけの法整備という形になっております。

もうまとめでお聞きをしますが、そういったケースは想定外の法律なのか、それとも、例えば多国籍軍の米軍にはこの法律で供与できるというふうな解釈されるのか、その辺、外務省の見解を伺いたいと思つた。

○林政府参考人 御指摘の、国連が措置をとるまでの間というところは、確かに、国連憲章の五十

一条それから安保条約第五条にもそのところは、国連安保理事会が国際の平和及び安全を維持するために「必要な措置をとるまでの間、」とか「必要な措置を執つたときには、終止しなければならぬ」ということが書いてあるわけがございますけれども、問題は、「必要な措置を執つたとき」ということについて、それが一体何を指すのかということについて必ずしも明確な定義あるいは基準といったものが固まつておるわけではございません。

したがって、今おっしゃいました多国籍軍、これは七章下のいわゆる多国籍軍ということをおっしゃつていらっしゃると思つたけれども、そういうものが編成されるといったことをもつて直ちにいわゆる自衛権の行使というものが終了すべきものなのかどうかということとは必ずしも明らかではないということでございます。このあたりのことにつきましては、従来からも申し上げているところでございますけれども、多国籍軍の編成によりまして日米のおのおの個別的及び集团的自衛権に基づく措置というものが直に行使し得なくなるというものではないということでは従来から申し上げているところでございます。

そういう中におきまして、今、御質問が、この法制において多国籍軍の編成というものをどういふふうを受けておるかということでございますけれども、外交的な措置等につきましてはまた枠組み法の中でも言及がございますけれども、今回の行動関連措置法案の中におきましては、基本的には、既にいわば制度として確立しております日米安保条約に基づきます米軍の行動というものを受けておるという形になっておるわけでございます。

○松本(剛)委員 基本的にはとか、いろいろな用語が入りまして、少しずつ、全部、幅があるのかないのかわからないような御答弁をいただいたわけでありまして、率直に考えれば、もう日米安保でやるんだ、国連の決議があつても日米安保でやるんだというふうな解すればいいのかなというよ

うな御答弁だというふうな理解をいたしました。ただ、備えあれば憂いなしというのはなかなかお得意の言葉でございますけれども、こういうた有事実制ということを考えた場合には、いろいろなケースを想定して、本当に要るのか要らないのか、要らないということであればそれは一つの結論だろうというふうに思いますが、我々から見ると必ずしもそうは見えないということも含めて、しっかりと御検討をいただきたい。

また、今の解釈等について幾つか議論を申し上げたいところがありますが、これはまた次の機会に譲らせていただくとして、あともう一点、ジュネーブ条約等のことも含めて、これは外務大臣に御要望を申し上げ、もし御答弁があったらいいと思います。

地位協定の問題について、ドイツの地位協定は、もちろん、同盟の構造が違ったり、また政治的背景が違ったりということがあるので、日米と全く同一には論じられないことは私も十分理解をしております。東ドイツが東西ドイツが統合されたとき、それ以降の、九三年のNATOとの地位協定、補足協定等を含めて改定されたときに、随分とドイツの国内法が適用されるように変わってきておるといふに承知をしております。例えば、特に環境の問題などが、国民の力が強くなったならこれが適用されるとか、その他の法律についても随分細かいことが書いてあるわけでありまして。

日本については、日米安保条約の非対称性の問題があったりとか、同盟等の形が違ったりとか、そういう問題があったりといふには承知をしておりますが、あわせて、しかし、こういうた有事実制を整えていくときに、必要な部分の改定というのはいろいろの意味でぜひお考えをいただきたい。特に、緊急事態関係の法令の適用とかそういうもの、NATOと日本ではいろいろな意味で構造が違うんですが、いろいろな形で日本の国民のために、ドイツでは、占領規定の残滓を徐々に脱却していくために改定の努力をするんだとい

うような、これは政治的説明が入っているのかもしれないが、行われている部分があるかというふうに思います。

私たちは、この日米の安保条約はもろろん非対称性があることは承知をしておりますが、十分それに見合う米国の対する貢献も我々はしている部分もあるのではないかといいふうにも理解をしているわけでありまして、しっかりと、これは日本国民のために必要な法益を守るといふ意味で、場合によっては地位協定の改定、そして、こういった有事実に関する地位協定についての検討というのも行っていたらいいというのを御要請申し上げたいと思います。

○自見委員長 質疑時間が終了いたしますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○川口国務大臣 今、委員が、地位協定一般の改定の話と、それから有事と平時との関連における話と、両方をなさったような、まぎっているような気がいたしましたけれども、まず、有事、平時というこの関連で言いますと、現行の日米地位協定、これを改正する必要があるといふふうには考えておりませんというのがまず一点です。

それから、ドイツの補足協定の話ですが、私も、我が国として、これは当然のことですが、当事者ではございませんので、これについてコメントするという立場にはないということでありまして、けれども、この問題は有事、平時の話とは別な話であります。

それで、例えば、環境とおっしゃいましたけれども、実質的に我が国は、アメリカとの間では環境についてはJEGSで手当てをしているといふことでございまして、地位協定についての考え方、これは、従来から申し上げておるとおり、その時々問題に対して運用の改善によって機敏に対応するといふことが合理的であるといふ考え方をしているといふことは、これは前から申し上げているとおりでございます。

○松本(剛)委員 いいですか、一言だけ。
○自見委員長 簡潔にお願いします。

○松本(剛)委員 先ほど申し上げたように、体制の話も法制の話も米国の関係も、政治が動き出さないと何も変わらないといふふうに思いますので、ぜひ、内閣の皆さん、政府の皆さんにも御要望を申し上げたいといふことできょうは御提案を申し上げたことを御理解いただきたいと思います。

○自見委員長 次は、大出彰君。

○大出委員 民主党の大出彰でございます。どうも厚生労働委員会が紛糾しているようでございまして、時間内に質問が終えられるかどうかかわからないところでございますが、よろしくお願ひいたします。

最初に、国際人道法、そして、それに基づいて、それに違反した場合の処罰法案というのがございまして、それから御質問をさせていただきます。

一つは、追加議定書を日本が批准してこなかったといふことなわけですが、常々、なぜ批准をしないのかと思っておりますので、その理由についてまずお伺いをいたします。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。ジュネーブ諸条約第一及び第二追加議定書につきましては、我が国が批准しては、主要国の動向を踏まえつつ対処してきたところでございまして、追加議定書は、既に我が国が締結済みであるジュネーブ諸条約と並んで、国際人道法の主要な条約と見られるようになっております。現に、近年、英仏が相次いで第一追加議定書を締結するなど、国際社会の多くの国が両議定書の締結国となっております。

政府といたしましては、このような状況の変化などを踏まえて、両追加議定書の締結について検討を行ってまいりました。両追加議定書を締結するためには、所要の国内実施のための措置をとること、これが必要となりますが、今般、国際人道法の確な実施を確保した事態対処法制の整備を通じて当該措置をとることが可能になったために、国

会に両追加議定書の御承認をお願いしている次第でございます。

国際人道法の理念の基本は、武力紛争という極限の状況において犠牲者を保護するなど法規範を遵守する、これによって紛争の惨禍をできる限り防ごうとするところにございます。

我が国がジュネーブ諸条約追加議定書を締結することは、国民の生命、身体及び財産の保護に資するとともに、国際社会における国際人道法の発展を促進し、我が国の国際的信頼を高めるとの観点からも意義があるものと考えます。

○大出委員 諸外国のこととおっしゃっておるんですが、アメリカが批准をしていなかったからかというふうにも思いますが、また、基本的に日本が軍隊を持っていないというのが前提だったからなのではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。もう一度。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。この追加議定書の批准につきましては、この条約の作成時、作成後、一九七七年でございまして、けれども、相対立する議論の結果、妥協の産物として成立した面が強く指摘されて、国際的に評価が分かれていたという事実がございまして、そして、このような点をかんがみて、各国の動向を見きわめつつ慎重に検討してきたところでございます。

もともと、九〇年代の終わりのころには締結国の数が百五十カ国に達し、現在では、既に我が国が締結済みであるジュネーブ諸条約と並んで、国際人道法の主要な条約と見られるようになっております。現に、九八年には英国、二〇〇一年にはフランスが相次いで追加議定書を締結するなど、主要国を含む国際社会の多くの国が両議定書の締結国となっております。

そういう状況を勘案いたしまして、さらに、国内の所要措置、これの実施をとることが可能になったといふことで今回提出した次第でございまして、今先生御指摘の二点につきましては、時間がかかったということについて直接の関係はないと思っております。

○大出委員 そうおっしゃってられますので次に参りますが、第一議定書に戦闘の手段と方法の規制というのがございまして、私は今、九・一一以降のアフガニスタン、イラクで行っている戦闘を見たときに、どうもこれが、この状況、予定しているような状況が遵守されているとはとても思えないんですが、どのように判断なさっているのでしょうか。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

イラク及びアフガニスタンにおける米軍の行動について、その事実関係の詳細については承知していません。したがって、確たることは申し上げることができませんが、そのような前提で申し上げれば、米軍は、国際人道法の基本的な考え方を踏まえて行動しておるということについては、再三表明されております。

なお、米軍が第一追加議定書の締約国ではないことから、この第一追加議定書の規定は米軍の行動についてそのままの形で適用されるというものではないと考えております。

○大出委員 今の議定書をアメリカは批准はしていないわけですが、やはり気になるんですね。イラクで一体何人の方がお亡くなりになっているのか、その辺を把握しておられますか。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

まず、米軍についてでございますけれども、米国防省の発表によりますと、イラクの自由の作戦の中で死亡した米兵数は、四月二十六日の時点で七百十五名でございます。そのうち五百十五名が敵対行為で死亡しているということでございます。

英国につきましては、英国国防省のホームページがございまして、イラクでの作戦中の英軍の死者数は、四月二十七日の時点で五十九名、このうち十六名が敵対行為で死亡しているということでございます。

その他、各種報道がございしますが、四月二十六日までに、イタリアとかスペインとかデンマーク、ポーランド、タイ、ウクライナ、ブルガ

リア、エストニア、エルサルバドル、これらの軍隊でございしますが、総計四十五名が死亡していることと承知しております。

なお、民間人の死者につきましては、CPAや米国防総省から正式な発表はなされておられません。

他方、インターネット上に公開されておりますけれども、イラク・ボディー・カウントというサイトによりますと、四月二十六日までのイラク戦争開始以降のイラク国内における民間人の死亡者数でございしますが、最小で八千九百三十人、最大で二万七千八百八十一人という数字が出ております。

○大出委員 そうなんですね。我々は民間人が幾ら亡くなったかということも心配でして、それで、大概、このイラク戦争が始まってから、イラクのボディー・カウントというのを、皆さん、インターネットで見たりするわけですね。今おっしゃったように、少なくとも八千九百三十、多くて一万七千八百八十一、こういうのが出ていますね。

そこで、ジュネーブ条約の絡みの中で、ファルージャで今起こっていることなんですが、虐殺が行われているのではないかと、インターネット上にも流れておりますが、その辺はどう思われるかということ、六月三十日に主導権を国連に渡そうということもございまして、私は、その六月三十日までの間にかんがりの、戦闘なのか、あるいは殺されることが起こるのではないかと心配をしているんですが、その辺はどのようにお考えですか。

○川口国務大臣 ファルージャでございますけれども、また戦闘が開始された模様であるという報道がございしますが、政府といたしましては、このファルージャにおいて停戦の努力がなされてきたわけでございます。その努力が引き続き続けられて状況が鎮静化することを強く期待していることとございまして、米軍、そして米軍を含むところの連合当局、あるいはイラクの国民、みんなが、当事者がこのための努力をするこ

とが必要だろうというふうに思っています。それから、六月三十日にイラク人に統治権限が移されることに今なっているわけですが、この日にちを守ることが重要であるということに、この日の認識は、関係者みんな持っている、国際社会も持っていることだろうと思います。それで、この統治権限を移して、その後、イラクが平穏に、平和に復興の道をたどっていくためには、治安がおさまっているということが何よりも重要であるということでありまして、したがって、治安を安定させるということの関係者の努力が一段と必要であるというふうに考えております。

○大出委員 治安が安定してくれば一番いいというのは事実なんですが、大変心配をしているのは、インターネット上いろいろな情報が流れま

す。インターネットというのは玉石混交で、うそか本当かわからない情報もありますが、気になっているのは、今流れているのは、米軍がファルージャで毒ガス使用準備とのうさが流れているというのが流れていまして、これはもとがアラビア語で流れていて、セッティングが、逃亡した黒人の兵がイラクの抵抗勢力に嚴重注意を呼びかけているというので、日本語と英語で出ているんですよ。何と言っているかという、

メッカで以前に会った、どこの州から来たかは答えなかったアメリカ黒人兵が、私に電話で警告してくれた。

ファルージャを包囲している海兵隊は、兵器庫に致死性ガス爆弾を持っている。それを投下すると、何の痕跡も残さず半径五百メートル内の生物を皆殺しにできる、と。

続けて彼は、レジスタンス兵士に次のように警告するよう、私に求めた。

ガスマスクを使うか、さもなければ、酔とからしを混ぜたものを布に浸して鼻を覆うこと。ただし、これは唯一効果がある方法だが、五百メートル以内では無効だ。

こうした致死性ガスの効果を制約するには、兵士は狭いところに集まらず、できるだけ広がって犠牲者を減らす必要がある。

アラビア語の原文というのを引いてみたら、これは文字化けをしてわかりませんでしたけれども、こういったものが流れておまして、まさか毒ガスを使う必要はないだろうと思いますが、考えてみると、ほかの兵器と比べて毒ガスが残虐だと言えるところとかというのとはわかんないところがございます。私は、この後、残虐兵器の話も質問しますけれども、こういうのが流れていて、要するに、ファルージャでどうなるのかという、六月三十日までの間、全世界がインターネット上も含めて注視をしているということでございます。

そこで、ジュネーブ条約の絡みの中で、モスク、宗教施設ですね、モスクを攻撃することはジュネーブ条約の五十三条(a)に違反するのではないかと、どうでしょうか。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、追加議定書第五十三条の規定によりますと、国民の文化的または精神的遺産を構成する歴史的建造物または礼拝所などに対する敵対行為を(a)項で禁止しております。一方で、(b)項によりますと、歴史的建造物を軍事上の努力を支援するために利用することをも禁止しているわけでございます。

したがって、仮に敵軍が文化財等を軍事上の努力を支援するために利用する場合には、そもそもそのような敵軍の行為というのは第一追加議定書五十三条(b)に違反するものであり、また、そのような場合、当該文化財等に対し同条によって与えられる特別な保護が消滅し、敵対行為の対象とすることが許容されるものと考えられております。

なお、これは全くの一般論でございます。

○大出委員 そういう両方があるということでございますが、結果的には、結論的にはいいんですか、アメリカは批准していないから適用を受けな

い、こういうことなんでしょう。

そこで、今回の、アフガン以降、クラスター爆弾とかバンカーバスターだとか気化爆弾だとか劣化ウラン弾だとか、いろいろ指摘されているわけなんです。劣化ウラン弾ではないのかということ、それを答えていただきたいです。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

第一追加議定書におきましては、武力紛争における戦術的方法及び手段について一定の制限というものが課されておりまして、戦術的方法、手段の規制について規定はされております。ただし、これにつきまして、残虐な兵器というような言葉は用いられておりません。

しかしながら、第一追加議定書の規定というのは、御指摘の個々の兵器の使用、こういうものを含めて特定の種類の兵器の使用について規律するものではないというふうに解されておりまして、むしろ、特定の兵器の規制というのにつきましては、その特性、使用の態様、こういうものに着目して、個別の条約によってその使用が禁止され、また、制限されてきているものというものがあります。

しかしながら、クラスター爆弾、今御指摘の趣旨の兵器でございますけれども、いずれの条約によっても、その使用が禁止され、または制限されているという事は承知しております。

○大出委員 要するに、残虐な兵器ではないんだということなんです。

これは一般人が考えるのと軍人が考えるのとは違うし、あるいは戦術行動に加わっている人が考えるのと違うんじゃないでしょうか。一般の人を中心に考えるべきなんだろうから、これはどう見ても残虐兵器ではないんだらうか、そういうことが起こるんだと思うんです。

問題は、日本も、これはやはり残虐兵器ではないかと思えば、国連の中で、こういうのはやめた方がいいというように参加をしていくべきだと思われているんですね。ところが、どうもそういう方向ではなくて、例えば劣化ウラン弾、この

本にありますので言いますが、「一九九六年八月、国連小委員会は、劣化ウランを使用する兵器を核兵器や化学兵器と並ぶ非人道兵器として挙げ、完全な除去のための対策が必要であると決議した」、賛成十五、反対一、これはアメリカでした。棄権八、日本は棄権をいたしました。

こういう問題は、やはり残虐だと思われる兵器はだんだん減らしていく方向に動くべきだと思うんですが、いかがでしょうか。劣化ウラン弾についてです。

○川口国務大臣 劣化ウラン弾についてということですが、これは、今まで別な委員会の場でも申し上げてまいりましたけれども、まず、WHOあるいはUNEPというところでその影響についての調査をしていますけれども、今の段階で、それが健康上被害があるということがきちんと言われているということではない、まだわからない状況であるということだと思います。

それで、といって、最終的にそういうことについての問題がないという結論が出たということでもございませぬので、引き続き我が国としてはこの健康への影響については十分に注視をしていきたいというふうに考えています。

○大出委員 戦争で原爆を投下された国です。ね。その国の外務大臣が言う言葉ではないかと実は思います。

劣化ウラン弾というのは、大体が、一般認識の中で、比重が大きいから戦車等鉄板を破壊できるということ、それで安いということに使っているわけであって、安全だから使っているわけじゃないんですね。そして、被害が問題になっているのも事実でして、そういう中で反対をしない棄権というのは、まだ棄権をしたということには少しは救いがありますが、こういう問題は、やはり日本の国からすれば、しっかりと、劣化ウラン弾をやめましょうという方向で動くべきだということをお願い申し上げます。

そして、今申し上げなかったデージーカッターなんかの場合、いろいろなところで、やはりこれ

は非人道兵器にしようとかいう動きがあるんですね。例えば、ストックホルム国際平和研究所は、湾岸戦争直後、国連の軍縮委員会に対して、デージーカッターについて非人道兵器に認定すべきだと働きかけた。こういう姿勢がやはり欲しいと思いますが、質問通告しておりますが、だれが答えますか。

○荒木政府参考人 特定通常兵器の規制について種々国際的に行われている取り組みでございまして、デージーカッターについては承知しております。けれども、クラスター爆弾につきましては、使用の規制ということではありませんけれども、不発弾を含む爆発性戦争残存物の問題、これにつきましては、現在、CCW、特定通常兵器使用禁止制限条約の枠組みにおいて取り組みが行われており、我が国としてこの取り組みに積極的に参加しているところでございます。

○大出委員 やはり一般の人が見て残虐な兵器だと思えるようなものはなくしていくという方向で進んでいただきたいと思います。

そこで、次に参ります。

ジュネーブ条約の中で無差別攻撃禁止というのが五十一條の四項とか五項にあるわけですが、どう見ても、米軍の攻撃というのは無差別攻撃なのではないかと思えるんですね。

精密誘導弾というのがある、今度、防衛庁も精密誘導弾を買おうとしておりますが、精密誘導弾というのは、私には意図的に精密に誤爆しているのではないかと思えるような誤爆なんですね。無差別攻撃の禁止に反しないかという点はどうでしょうか。

○堂道政府参考人 お答え申し上げます。

米軍でござい申し上げますけれども、イラク人や連合軍に対して暴力を振るった者にも限定して攻撃を行っている、非戦闘員たる市民への被害を最小限に食いとめる努力を行っている、この旨につきましては、ブッシュ大統領、サンチエス司令官、キミット准将など、CPAも含めて米軍当局も何度確認しております。

私もどしましては、米軍の個々の作戦についてすべて承知しているわけではございませんけれども、米軍としてはこのような考え方に立ち国際人道法の基本的な考え方を踏まえて行動している、こういうふうに認識をしております。

○大出委員 そういうふうにお答えになると思いますが、今のイラクの状況などというのはもう諸外国ですぐ報道がされて、ファルージャなんかの場合には、四月十四日でしたか、六百人も死んでいる、そして一千人がけがをしたとかいう報道がぱっと出るわけですね。そうだとすると、やはり国際社会的な観点からその辺は見るべきだと思います。

次に、同じようにジュネーブ条約の中に、攻撃に際しては、目標が軍事目標であることを確認し、かつ、文民たる住民及び民用物に対する付随的損害の発生をできるだけ避けるための予防措置をとらなければならないと五十七條に書いてあるわけですね。

今回のイラクを見たときに、予防措置をとっているように思えますか。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

我が国は、みずから当事者でないイラクにおける米軍の行動について、今、事実関係の詳細を承知する立場にないということで、確たることを申し上げるのはなかなか難しいのでござい申し上げますけれども、そういう前提で申し上げますと、米軍は、イラク人や連合軍に対して暴力を振るった者のみに限定して攻撃を行っている、非戦闘員たる市民への被害は最小限に食いとめる努力を行っている、こういう説明を記者会見その他で行っておりますし、ブッシュ大統領も、十三日の記者会見で、無辜の市民に被害を与えないよう最大限注意すると述べていると承知しております。

このように、米軍は第一追加議定書の五十七條にもあらわれているような無辜の文民等への被害を最小限にするように努めるという国際人道法の基本的な考え方を踏まえて行動しているというふうに承知しております。

○大出委員 これ以上聞いても同じことになるんですが、見ていると、軍事施設でないところにミサイルを撃ち込んでいたりとか、それで多くの犠牲が出ているという現実はあるわけで、どうもこのみにできるようなものじゃなくて、やはり日本の独自の情報を得る必要があるのではないかと、そうでなければ正確なところは判断できないということではないかと思えます。

そして、ジュネーブ条約の中で、文化財の保護等も絡んでくるわけでして、これについては、一九五四年の文化財保護のハーグ条約というのがございまして、これも批准をすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○近藤(蔵)政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の文化財の保護に関するハーグ条約につきましては、締約国数が着実に増加しているということ、また、事態対処法制等、武力紛争を念頭に置いた法制の整備が現在進展しつつあるという背景を踏まえまして、この条約の締結に向けた検討作業を開始したところでございます。

政府としては、武力紛争下における文化財の保護というのは大変重要な課題というふうに考えております。そうした観点から、本条約の締結の可能性を真摯に検討していきたいと考えております。

○大出委員 大変いい方向だと思います。この文化財保護について、戦争経験ございませぬけれども、第二次世界大戦のときにアメリカが、京都というところの文化財を保護しようという観点であるそこには爆撃を避けたというようにも現実にはありまして、そういう観点があることがやはり重要な点だと思いますので、今のような方向でお願いをしたいと思います。

それで、ここは自治体絡みの話なんです、第一追加議定書の五十九、六十条のところなんです、安全地帯だとか中立地帯だとかいろいろ呼び方はありますが、非防衛地帯といいますが無防衛地帯といいますが自治体が宣言したとするとどうなるんでしょうか。

○増田政府参考人 御下問は、今先生御指摘の第一追加議定書五十九条に言いますところの無防衛地帯というものを自治体が宣言した場合どうなるかということでございますけれども、私どもとしては、我が国におきましては、こういう宣言は国により行われるべきものであると考えておりまして、地方公共団体がこれらの地帯の宣言を行うことはできないものと考えております。

したがって、特定の都市が御指摘のような宣言を行ったといたしまして、それはジュネーブ諸条約等において規定されているその宣言には当たらないものと考えております。

○大出委員 それがお説なのかもしれませんが、解釈の中では、都市が宣言をしてもいいんだというのはいまありませんか。そのように解釈しているところもあるんじゃないんですか。どうでしょうか。

○林政府参考人 お答えいたします。

先生何かのコメントリ等でそういう記述をごらんになったというふうなことがあるいはあるのかもしれませんが、私はそういうものを今手元には持っておりませんが、この五十九条と申しますのは、紛争当事国の適当な当局が宣言することであるということになっております。

では、その適当な当局というものが自治体を含まないのかどうかというところがポイントでございますけれども、この当局が宣言をするための条件というのは、要するに、軍事的な行動、作戦、そういったものを特定の地域で行わないということとを宣言する必要があるとしまして、そういう宣言の裏づけと申しますか、実効性を持たせるような権限というものを保持しているような適当な当局でなければならぬ、それを翻って我が国に照らして考えてみた場合には地方自治体というのはそれには当たらないのではないかと、こういうことを政府としては申し上げているわけでございます。

○大出委員 わかりました。

アメリカは追加議定書に加入していないわけですが、その場合、安保上の共同対処ということに

出た場合に支障が生じるかどうか。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、アメリカは第一追加議定書の締約国ではありませんけれども、米軍は第一追加議定書の規定にあらわれているものを含めて国際人道法の基本的な考え方、これを踏まえて行動するものと承知しております。

いずれにせよ、我が国に対する武力攻撃に際しましては、日米両国が、相互に緊密に調整し、整合性を確保しつつ、適切に共同して対処するということとなります。

○大出委員 ジュネーブ条約の中には、女性、子供を守ることから始まって、あるわけですが、質問通告したのは、難民の保護はどうするのかということなんです。

○増田政府参考人 難民に関するお尋ねでございますけれども、そのような場合における対応につきましては、そのときの避難民の状況でありまして、と人数、また、まさに我が国を取り巻く情勢等に依りて異なってくるものと思っております。

いずれにいたしましても、関係省庁が連携して、現行法令の枠組みの中で、避難民の身柄の保護、また上陸手続、それからスクリーニング等必要な措置をとることとなるものと考えております。

○大出委員 状況に応じてやるということでございますから、そう承っております。

次に、今、ジュネーブ条約絡みでやりました、米軍の支援に関する法律の方に行きたいと思いますが、米軍円滑化法といいますが支援に関する法律といいますが、ACSAもあって、自衛隊の一部改正も入っているんですね。

それなんです、これを見ておきますと、武力攻撃事態ということで、今度の場合は、七十七条の三でしたか、アメリカを支援することが本来任務に入ってきているんですね。日本の自衛隊というのは、本来任務にほかの国の支援が入ってくるなんというのをおかしなことじゃないかなと実は最初思ったわけですね。そういうのも、こうい

う法案でございますから、とても主権国家としては信じられないということでございます。

というのは、サンフランシスコでしたか、あの地震のときに、日本の自衛隊が援助しましたよねと言います、軍隊的なものが国土の中に入るのを嫌がるのが本来主権国家でございますから、断られた経過がありますが、本来そうでないといけないのではないかと、残念な規定になっているというのをまず言わせていただきます。

そして、本題に入りますけれども、これは、今度、武力攻撃事態等というのが入っております。しかし、米軍への弾薬の提供を認めております。しかし、周辺事態の場合にはそれは入っておりませんので、その点で、重なるということ政府は答弁なさっておりますので、どうやって周辺事態の場合とこの場合を区別するのかというのが第一問目でございます。

○増田政府参考人 いわゆる武力攻撃予測事態と周辺事態にしましては、それぞれ、その事態という概念が別個の法律上の判断、すなわち、武力攻撃予測事態というものは武力攻撃事態法、周辺事態というものは周辺事態安全確保法に基づき、別個の法律上の判断に基づくものでありまして、状況によっては両者が併存することがあり得るということを含めまして累次申し述べてきております。

そこで、その場合であっても、米軍関連措置法案に基づいて我が国が弾薬の提供を行うことがございますのは、米軍行動関連措置法案の二条五号に規定しておりますところの、日米安保条約に従って、これはまとめておりますので抜けておりますが、我が国に対する武力攻撃を排除するために必要な準備のための米軍の行動に対するものに限られるわけでございます。

そこで、このような点につきましては、実際に弾薬の提供等を行います場合には、よく申し上げております調整メカニズムというふうな、調整のメカニズムを通じて適切にそのようなことは確保されることになるといふふうに考えております。

す。

○大出委員 そうですか。重なるというところ自体が、角度が違うところから見ているから重なる感じが当然あるんだろうと思いますが、調整メカニズムということですね。わかりました。

それで、二問目ですが、自衛隊以外の「指定行政機関は、法令及び対処基本方針に基づき、必要な行動関連措置を実施する」というふうに書いてあるんですね。これは十一條です。

ところが、どうも、そう書いてあるだけでございまして、その中身については、内容については、包括的といいますか、政府に白紙委任している状況なんです。これだけでは中身がわかりません。どのように考えたいんでしょうか。

○増田政府参考人 米軍関連法案の十一條のもとで指定行政機関が行う行動関連措置でございすけれども、私どもがこの行動関連措置として念頭に置いておりますのは、幾つかございす。

具体的に申し上げます。

一つは、この法案そのものの七条に基づきます、関係省庁による、合衆国軍隊の行動に関する状況や行動関連措置の実施状況に係る国民に対する情報提供、これが行動関連措置の一つだと思っております。

次に、この法案の八条の中に出ております関係地方公共団体との連絡調整、具体的に申せば、関係省庁による、合衆国軍隊の行動または行動関連措置の実施に係る関係地方公共団体との連絡調整でございす。

それから、法案の十四条、防衛施設庁による、合衆国軍隊の行う緊急通行等により損失を受けた者に対する損失補償。

それから、法案直接ではございせんけれども、防衛施設庁によりますところの合衆国軍隊のための物品等の調達、また防衛施設庁による日米地位協定上の施設及び区域の提供。

○大出委員 今言われると、そういう心づもりでいるんだというのが初めてわかるわけございまして、これだけを読んでわかる人はいないというところございす。

次ですが、この指定行政機関というものは、当然のことながら、まず自衛隊の方は武器の提供禁止というのがあつたわけですが、こちらにはない。当然、そんなものを提供する機関ではないから指定行政機関にはそういう規定はないんだというところかもしれません。指定行政機関に武器の提供禁止など書いてありませんので、ひょっとしたら迂回されてやるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○増田政府参考人 米軍行動関連法案の十條の第四項におきまして、自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供として行う業務を定める規定しておりますけれども、その中において、「武器の提供を行う補給を除く。」とされておるところでございす。

この法案の十條において、補給から武器の提供を行うということを除いておる趣旨と申しますのは、一つは、米軍はいわゆるACSAに基づく手続の枠組みに従って他国から武器を受領することができないということがございす。それから、そもそも、米軍が自衛隊より武器の提供を受けることを必要とするような状況が想定しがたいということも理由としておることでございす。

このようなことから、そもそも、自衛隊も当然でございすけれども、自衛隊以外の指定行政機関につきましても、武器について米軍に提供するということは想定されないものと考えております。

○大出委員 武器の提供は必要ない、自衛隊でさえ必要ない、ですから必要ないんだ、こういうことですね。わかりました。

それでは、補給についてなんですけれども、改定ACSAの方では弾薬の補給というのが認められておりまして、そのほかに、軍用機、軍用車両及び軍用艦船の部品、すなわち武器類の部品、構

成品も相互に提供されると改定ACSA五條はなつています。

ここまでやってくると、どうも、一体化議論ということからすると、一体化しているのではないかな、武力行使と一体化ではないかなと思うんですが、法制局に通告してありますので、どうでしょうか。

○山本政府参考人 御説明申し上げます。

まず、いわゆる武力行使との一体化とは何かということをお説明したいと思うんですけれども、これは、武力の行使を行っている他国の軍隊に對しまして、我が国が補給や輸送等、それ自体は直接武力の行使には該当しない、そういう支援活動を行う場合についての話でございまして、その支援活動の態様によつては、他国が行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国が憲法九條の禁ずる武力の行使をしたとの評価を受ける場合があり得るということでございす。

ところで、この法案の十條に基づきます支援でございす、これは二つに分けて御説明したいと思うんですけれども、まず一つは、武力攻撃が発生した事態に関するものでございす。

もちろん憲法九條は独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨ではございせん、武力攻撃が発生した事態におきましては、我が国が自衛のため必要最小限度の実力行使を行うことは、同條の禁ずる武力の行使には当たらないというわけでございます。

したがって、武力攻撃が発生した事態において、日米安保条約に従つて我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している米軍に対するこの法案に基づく我が国の支援といふものは、我が国みずからが武力を行使することができず状況であります以上、憲法九條との関係で問題が生ずることはないというふうに考えております。

もう一つは、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態と武力攻撃予測事態においてはどうかという話でござい

す。

この段階におきましては、武力攻撃が発生しておりませんし、支援の対象となる米軍の行動も、安保条約に従つて我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な準備のための行動に限られております。

そういうことで、米軍は武力の行使に当たる行動を行っていないわけではございすから、このよう米軍に対する支援については、武力行使との一体化という問題は生じないし、もちろん憲法九條との関係でも問題が生ずることはないというふうに考えます。

○大出委員 武力攻撃が発生した時点というのは当然わかるんですが、準備段階でも、武力行使をするんじゃないから、逆に、そういうときにも弾薬は運べる、こういうことなんですね。そういう理屈なんですね。

それで、この中には部品というのが出てきまして、部品が運べるんだとすると、重火器等を分解して持つていった場合はどうかというのが気になるんですが、それも大丈夫なんでしょうか。

○増田政府参考人 御質問の趣旨を正確にとらえることができていますのかどうか、ちょっと自信のないところもございすけれども、先生の御下問が、例えば、武器の提供というものは行わないことになっておる、しかし、武器をある程度部品に分解をして、そのまま部品として渡して、米側がそれを組み立てるとすぐ武器になるというようなことが可能なのではないかと、そういうことでございすれば、まさにそのようなケースは、実質的に言え、何といたしまして、脱法行為に近いような話でございすので、そういうことは行わないでございすことを認識しております。

○大出委員 最近のは性能がいいからどんどん分解できるようにございすから、そういうのは武器として扱うということだと認識しました。

そこで、非常に協力の範囲が、例えば周辺事態の前の、人道支援その他も含めて、ACSAができたときから比べると進んでいるので、非常に当

た

惑をしながら条文を読んでいるんですが、法案の十二条に「武器の使用」というのがございまして、これは通常、自衛隊法その他での正当防衛だというふうな場合の書き方をしているんですが、どうもここまできくと、こういうふうな場合、米軍自体の行動を支援するようなときになってくると、これは武力行使の一体化になるのではないかなと実は思うものですから、法制局の方、いかがでしょうか。

○山本政府参考人 御説明申し上げます。

御指摘のように、第十二条は、武力攻撃予測事態におきまして、米軍に対する任務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の武器の使用について規定しているわけでございます。

一般に、憲法第九条に言います武力の行使といいますが、我が国の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうというふうな解されておりまして、この十二条に規定している武器の使用といいますが、これは、類似の規定として自衛隊法の第九十二条の三などがございまして、要するに、いわば自己保存のための自然的な権利というべきものでございまして、そのために必要な最小限度の武器の使用といいますが、憲法九条の禁止する武力の行使には当たらないというものと解しております。

なお、御参考までにもう一つ、武力攻撃予測事態でございまして、こういう事態におきまして、自衛隊による任務の提供の対象となる米軍は、先ほど申しましたように、安保条約に従って我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するために必要な準備のための行動を実施している米軍に限られておりますので、いまだ武力の行使に当たらない行動は実施していないというわけでございまして、この点から申し上げても、この十二条の規定による武器の使用といいますが、米軍の武力の行使と一体化することはないということが言えると思います。

○大出委員 排除という言葉と準備という言葉

で、そういうことがないんだということになっております。

心配をするのは、アメリカというところは、この間の二十二日の質問のときにも言いましたけれども、先制攻撃をできる国でございまして、そのこと、個別自衛権しか、それも制限された個別自衛権しか行使できない我が国がセツトになりますと、個別自衛権の範囲を超えたところではないかと、その部分が生じるのではないかと、我々、見ているわけじゃないから。そこを心配して今質問しているわけでございまして、排除と準備ということとでしっかりとそこで歯止めをつけないと、我々が心配するような自衛権の範囲を超えたところでの支援ということになるのではないかと、そういうふうに思います。

そこで、この後まだこの部分で質問したいんですが、通告がございまして、時間がありますが、余りましたらこの後少し質問しますが、その前に、捕虜の取り扱い法案の方を少し、あと時間が少ないものですから、本来ならばさっきのジュネーブ条約との関係でお話をした方がよかったんですが、質問いたします。

捕虜の取り扱い法案、まず、この法案とジュネーブ条約の捕虜との関係といいますが、条約と法律との関係をちょっと御説明ください。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

ジュネーブ条約、四九年に作成されましたジュネーブ諸条約でございまして、四つ条約がございまして、その中の第三条約と申しますものが捕虜の待遇の条約ということになっております。その中で非常に詳細に捕虜の待遇が規定されておりますが、それを国内に実施する法律というのがこの捕虜法案というふうに私も理解してございまして。

○大出委員 国内、具体化した法案ということとでございましてね。そうすると、自衛隊が行動に出て捕虜になれば適用があるというふうに理解いたします。

そこで、また同じように大変アメリカとの関係

が絡んでくるんですが、キューバのグアンタナモ米軍基地の、通称鶏小屋と言われている収容所にアルカイダあるいはそれ以外の捕虜が、うわさによっては一万人ともなるとも言われておりますが、これにはジュネーブ捕虜条約は適用されないのかどうか。その辺はどうでしょうか。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

キューバのグアンタナモのお話でございまして、けれども、米軍によるアルカイダ等のメンバーの扱いについて、我が国が認めたというところは、国際法を踏まえた人道的な対応が重要だというふうに考えております。

米政府は、アルカイダは国際的なテロリストグループであつてジュネーブ諸条約の締結国というふうに考えることができず、また、アフガンの関係でございまして、タリバンの抑留者、これはジュネーブ条約の適用を受けるものの同条約上の捕虜には当たらないというので、これらの抑留者はジュネーブ条約上の捕虜になる者ではないという説明をしてきておると承知しております。

我が国は、米国を当事者とする武力紛争について事実関係の詳細を承知する立場になく、かかる米国の判断の背景については確たることを申し上げるということではできませんけれども、いずれにせよ、米政府は国際法を踏まえ、これらの抑留者を人道的に扱うという立場であると承知しております。

○大出委員 そればかりなんです。人権の話をしていただくとすれば、人権は人的無差別でなく、きやいけなはずでございまして、幾らアメリカが強いからといって問題があれば指摘をしないといけないと思ふんですね。

どうも、アメリカが入っていないで、アメリカが決めたのなら何でもいいたくないことになってしまったのでは、人権を語る意味がないので、ですから、これはやはり国際的にも、我々も声を上げますが、少し問題があるのではないかと、これを政府の方も言っていたかと思ひます。この問題について日本政府は何か考えておりますか。

○荒木政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたけれども、米政府は、この抑留者について国際法を踏まえて人道的に扱うという立場であると承知しており、現にラムズフェルド長官等、その旨の発言をされております。したがって、米国に対して何らかの働きかけ、その他申し入れ等を行う必要があるとは考えておりません。

○大出委員 考えておられないようでございますが、考えるべきだということを申し上げておきます。

それと、もう時間ありませんからイラクの自衛隊の話はしませんけれども、一つは、米軍との共同対処の際に捕まえた捕虜、これについてはどちらの政府が収容するのかということと、もう一つ、国際人道法違反の事態が生じた場合に、国際刑事裁判所への訴追をどのように考えるのか、さらには、速やかに国際刑事裁判所規程を批准すべきだと考えておりますが、この三つにお答えをいただいて私の最後の質問といたします。よろしくお願ひします。

○石破国務大臣 後段は条約局長からお答え申し上げます。

捕まえたならばどっちが扱うのかということとでございまして、これは、捕虜の国家間の移送は第三條約の締結国同士でございまして、先生は多分、アメリカは第一追加議定書に入っていないからどうなのかということをお懸念なのかもしれません。第三條約に入つておればお互いできることになっておりますので、日本が捕まえた者を合衆国に渡すことも、あるいはその逆も、それはあり得るということとでございまして。

○林政府参考人 後段の国際刑事裁判所関係についてお答えいたします。

戦争犯罪につきまして、戦争犯罪と申しますか、ジュネーブ諸条約等が規定します重大な違反行為について、そういう違反行為があつた場合どうするかということとでございましてけれども、まさ

に今回、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案におきまして新たな罪の類型を設けること等、あるいは既存の刑法等の法令を組み合わせるによりまして、すべてのいわゆる重大な違反行為というものが処罰可能ということになりますので、我が国自身が処罰することができるということとなります。

そういうことになりました場合には、当然のことながら、我が国でもそういう犯罪行為というものがあった場合には、まず我が国が訴追、処罰というものをを行うということでございまして、そういうことを行えばICCに付託する必要はございませんし、我が国がもし実際に訴追、処罰をした場合には、補完性の原則というものが国際刑事裁判所にはございませけれども、それが動きまして、むしろ付託できないということに相なります。

それから、そういう国際刑事裁判所について、早く批准すべきではないかということでございませけれども、これにつきましては、累次申し上げておりますけれども、一昨年、二〇〇二年の七月にICC規程が発効いたしましたことを踏まえまして、私どもとしては、国内法との関係等につきまして鋭意検討を進めておるところでございます。

○大出委員 批准をして、そして署名というんですか、積極的にやってきたんですから、頑張っていただいたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○自見委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢です。

きょうも、きのうに引き続きまして、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、これを質問していきます。

それで、きのうは、法案二条の特定公共施設等の定義に関して、港湾施設あるいは飛行場施設、道路、電波、それぞれ、施設のひとつすべてが優先利用の対象になっているという問題について聞きました。

優先利用の対象になっているということになりましたら、例えば空港で、民間機がその空港使用を認められない場合ということも起こってくるのではないかと考えますが、その点、いかがですか。

○増田政府参考人 今の御質問の例でいえば、例えば飛行場という施設について、この法案の考え方は、それがそもそも限られた資源である、そこにおいて、この種の武力攻撃事態等におきまして、まさに通常の利用、先生が今御指摘の民間機の利用というものもあり、また、そこに国民の保護もしくは避難のための航空機の利用という要素が加わり、さらに武力攻撃への対処という観点から自衛隊また米軍の利用、そういうニーズがある特定の飛行場について重なるたときに、その利用を調整しようという観点からの法律でございませ。

そういう観点で、特定の者の優先的な利用、まさに調整をした上で、使いたい特定の者の中でこれに優先的に使わせるべきだという判断が下った場合に、それをうまく使わせるようにしようという仕組みでございませ。

そういう中で、今先生の御指摘の民間機の優先度が低ければ、それは優先的な利用の対象からは外れてくるという場合があり得るところでございます。

○赤嶺委員 その場合に、外された民間機はどのように措置されていくのでしょうか。

○増田政府参考人 それはいろいろなケースが考えられると思います。例えば、その飛行場に着陸する予定が着陸することができなくなったというようなケースの場合には、それは着陸することができないとすればまず飛ばないということが考えられますし、万が一飛んでいる場合には、別の飛行場におけるような措置を講じることになるというふうな考えております。

○赤嶺委員 空港の場合には、いろいろな問題点が含まれてくると思うんですね。例えば、成田空港

は、地域住民の代表と国、そして空港公団との間で、軍事利用をしない、こういう旨の取り決め書が交わされています。地方空港でも、沖縄県の下地島空港、当時、琉球政府の屋良主席から政府に文書が送られて、軍事利用はしない旨、そういう回答も来ております。

こうした、軍事利用をさせないという方針のもとに運営されている空港、これらも、全部または一部を特定の者に優先利用させることがあり得るということになりますか。

○増田政府参考人 今先生が挙げられました、例えば成田国際空港、また下地島の空港に関しまして御指摘のような経緯があることは、私どもも承知をしております。

それで、この法案の運用に当たりまして、私どもとしては、このような経緯のほか、この法案の趣旨、目的、それから、まさに我が国に対する武力攻撃が起こっている、もしくは起こらんとしているという事態の緊迫性、それから、ほかの空港の使用の可能性などを総合的に勘案して、今先生の御指摘のような問題に対応してまいりたいというふうに考えております。

○赤嶺委員 対応するというの中には、軍事利用することもあり得る、そういう選択肢も含まれるということではないでしょうか。

○増田政府参考人 私どもとしては、繰り返しになりますが、この法案の運用に当たりましては、種々の状況、法案の趣旨等を勘案して対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、この法案の適用の対象となる事態というものは、我が国に対する武力攻撃というものが念頭にありましてございませ。

そういった上で、我が国の平和と独立並びに国民の安全を確保するためにその空港の利用が必要不可欠と判断されたような場合には、関係者の御理解も得られるのではないかと考えております。

○赤嶺委員 どうも今の答弁は、ちょっと去年の

す。去年の七月三日の、これは参議院の国土交通委員会での国土交通大臣の答弁ですが、質問は、有事に成田空港が利用されるという可能性について質問をされて、六八年三月の中曽根運輸大臣の答弁、これを引用しながら、こう言っているんですね。「成田空港は軍事基地には絶対使わせない、戦間目的や軍事基地用として成田空港を使うことは拒絶する」というのが中曽根運輸大臣の御答弁でございませ。これは今もありますし、現在もそのとおり守られてきておりますので、私たちはこの重みというものを十分に拝して、いく、これを「当たり前のこと」として、こういう軍事利用をさせない方針を維持する姿勢を示しているのです。

今の答弁だと、これ、全く変わってくるんじゃないですか。井上大臣、いかがですか。今の私の質問、いいですか。

○井上国務大臣 これはやはり、全体として有事に対処するためにどういことが一番国民を守ることになるのか、あるいは日本の国を守ることになるのかという判断でありまして、私は、閣下がどういような事態を想定して御答弁になったかわかりませけれども、今日のこの法律の事態に即して考えれば、そんなに違った答弁はされなないんじやないかと思ひます。

○赤嶺委員 増田審議官、答えてください、今の。

○増田政府参考人 重ねてのお答えになって恐縮でございませけれども、最初に御答弁いたしましたように、例えば特定の空港、成田空港等について、これまで先生の御指摘のような経緯があることは承知をしております。

それで、先ほども、繰り返しになりますけれども、この法案の運用に当たりましては、そういうこれまでの経緯というものを当然踏まえますが、その上にさらに、本法案の趣旨、目的や事態の緊迫性、それから、ほかの空港の使用可能性などを総合的に勘案して対応してまいりたい、そういう

したがいまして、例えば御指摘の空港等について、これまでの経緯を無視して、こういう事態だからいろいろな使い方が自由にあり得るということとを申しとおるわけではございません。

しかし、他方で、我が国に対する武力攻撃を排除するということの必要性の中で、そのくだんの空港を使わなければ我が国の防衛が全うできないというようなときにも、その経緯があるからこの空港を使えないということはどうなのかなという観点から御答弁申し上げていただきたいと思います。

○赤嶺委員　空港の安全性、それらについてもいろいろ積み上げてきた経過は尊重するが、有事の場合には使うんだと。しかし、扇国土交通大臣は、有事の際であつても軍事利用はさせないという答弁を去年やったばかりであります。こういう問題の整理もしないままこんな形で法案を出してやる、このこと自身に、やはり、大きな矛盾あるいは軍事一本やり、そういうものを強く感じてなかりません。この点、まず指摘しておきたいと思ひます。

それで、第六章に入ります。
空域の利用について定めておりますが、この空域の利用、つまり空域調整というのはどのようなことを想定しているんですか。

○増田政府参考人　空域の利用に關しまして念頭に置いておりますのは、代表的なものは、この付近、航空路と言うとかなり具体的になつてしましますが、こういう空域については、例えば自衛隊が飛ぶ、または米軍が飛ぶ、それから、別のこういう空域については、民間の方もしくは国民の保護のための空域の利用というような形で調整をしようと思つてゐるところでございます。

○赤嶺委員 この空域の利用の場合には、今度は管制をどうするかという問題が出てくるかと思ひます。

平時は、民間航空機の航空交通の管制は国土交通省が行っております。法案では、武力攻撃予測

事態あるいは武力攻撃事態、これらにおいて、法案を読む限り、国土交通省が管制を行うことを想定しているようでありますけれども、国土交通省から防衛庁に移管して自衛隊が管制を行うということはないのか、あるいは米軍が管制を行うことはあるのか、この点についてお答えください。

○増田政府参考人 基本的に、管制の問題につきましての法的枠組みにつきましては、今の、今のといいますが、きょうの状態と同じような法的枠組みの中で処理されるというふうに考えております。

○赤嶺委員　そうすると、自衛隊が管制をしたり米軍が管制をしたりするということは起こり得ないということですね。

○増田政府参考人 私が申しましたのは、例えば、まず、先生が自衛隊が管制しているというふうにおっしゃいましたが、確かに自衛隊が事実上

管制をしているものも、航空法、すなわち、国土交通大臣の管制権の一部を自衛隊が実際に行っているという形で現在行われておると。それから、

米軍が事実上管制しているところもあるかと思いますが、あるいは私、間違っているかもしれないんですが、これは、日米で調整してそういう形を今

もとおつておるところがあると。まさに、そういう
枠組みの中で有事においても行われるだろうとい
うことでございます。

○赤嶺委員 法案の十六条では、航空法第八十条、この中の飛行禁止区域、これを準用しており、まずけれども、飛行禁止区域というのは、これは

具体的にどのようなことを想定しているんですか。

○増田政府参考人 航空法の八十条に、飛行禁止

区域の設定の権限が国土交通大臣に与えられております。これは、航空交通の安全という観点から飛行禁止区域の設定という権限が与えられておる

それで、この権限の法的性格というものは基本的にそういうところでございますけれども、ある

が飛んでしまう、飛行されるということが航空交通の安全に非常に悪影響を与える、もしくは航空交通の安全という観点から好ましくないというふうに判断された場合に、そのところを飛行禁止区域に設定をするということを考えております。

○赤嶺委員 空域の問題、さらにちよつと質問を続けていきます。

羽田空港を飛び立つ飛行機の約四割は横田基地の管制下に入ることになっております。もともと典型的なのは那覇空港ですね。きのうも議論になり

ましたが、嘉手納ラプコン、嘉手納基地を中心として半径九十キロ、そして高度六千メートルの円内、また、久米島を中心として半径五十四キ

口、高度千五百メートルの円内を米軍が管理する空域、このようになって、米軍優先の空域であります。そのため、那覇空港から離着陸する航空機

が大変な低空飛行を強いられている。安全性にも大きな問題があるということはたびたび指摘されてまいりました。これは平時でさえそうなんです

ね。
そうすると、先ほどから出ていますように、有事だ有事だということになりましたら、空域の利

用というのは、嘉手納ラプコンやあるいは横田管制エリアといったものが、さらにそういう空域がつくられていくことになるのでしょうか。

○増田政府参考人 御質問をうまくとらえられているかどうかよくわからないところがあつて恐縮でございますけれども、今先生御指摘のような横

田の管制エリア、また嘉手納の関係というふうな
枠組みというのは、いわゆる武力攻撃事態等の
事態になったとしたとしても、法的枠組みとし

ては変わらない枠組みであろうというふうに思っております。

○赤嶺委員　ですから、平時でさえそういう枠組

みがつくられていく、武力攻撃予測事態や武力攻撃事態ということになっていくと、こういう枠組みが拡大される、ほかにもつくられる、ほかにも

○増田政府参考人　先生は拡大されることになるのではないかと御指摘ですが、まさにそれは事態の様相等によつて変わり得るものではあるうと思ひますが、必ず拡大するはずであるといううなことでは必ずしもないのではないかと思つております。

○赤嶺委員 必ず拡大されるであろうという質問じゃないんですよ。拡大されることもあり得るんですよ。それに素直に答えておけばいいんですよ。

今度はアルトラブの問題があります。これは外務省になるんですか、防衛庁ですか、それとも増田審議官かわかりませんが、答弁でき

るところで答えていただきたいんですが、通常、米軍が作戦を支援なく遂行するために特定空域がブロックされて、そこから民間の航空機が排除さ

れる。沖縄で言われておるアルトラブですね。こういう空域が今設定されておりますし、例えばアルトラブ空域と言われるのは、平時の場合でも、

一日平均数十件米軍は要求しているということになっています。

この武力攻撃予測事態あるいは武力攻撃事態、

そういう場合には、やはり訓練も激化していく、当然、アルトラブ空域というのは拡大をされ、ふえていく、このように理解してよろしいでしょう。

〔委員長退席、増原委員長代理着席〕

○増田政府参考人 同様のお答えになって大変恐縮なんですが、そのようなことが、起り得る事態、また、それに対する、米軍も含めまし

て、我が方の対応いかにするのでありまして、必ずそういうことがふえていくだろうということとはなかなか言い切れないのではないかと思つてお

ります。

○赤嶺委員 必要であればふやしていくことは可能なんです。これは外務省ですか、どうぞ。

○長嶺政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の状況というのは、我が国武力攻撃事態ということでございますので、そのときの状況に従ってこれは日米間でまた調整していくことはあるかと思えますので、一概に、ふえるあるいは維持される、減る、そういったことについて予断を持ってお答えすることはなかなか難しく思うと思っております。

〔増原委員長代理退席、委員長着席〕

○赤嶺委員 今から予断して答えるという話じゃないんです。こういう、いわば米軍の円滑かつ効果的な活動を保障するという場合には、我々が当然持つイメージとして、嘉手納ラブコンのような空域がふえるんだとか、あるいは、米軍の訓練空域であるアルトラブが、今でさえ沖縄上空で一日数十カ所、十数カ所米軍が求めてくる、空の米軍基地、空に金網があるとよく言われておりますが、そういうのが予断事態になれば当然激化するであろう、激化するならこういうアルトラブがふえていくんですねという、激化するのであればということをお願いしているものであつて、その点いかがですか。

○増田政府参考人 先生ただいま、米軍の行動の円滑化という観点からという御指摘をいただきましたが、この法案のもとで空域の利用ということに関して調整をうまくやっていくということについては、米軍の行動の円滑化という観点だけでとらえて考えているわけではございません。再々申し上げておきますように、もちろん米軍も入りますが、自衛隊の行動、また、国民の保護のための措置の活動というものがいかに円滑にいくかという観点から考えているところでございまして、そういった上で調整をいたしまして、最善の形をつくらうというのがこの法案の考え方でございます。

○赤嶺委員 空域についても引き続きいろいろ質問していきたいと思えます。ただ、きょう、ちよつと海域まで質問を移していきたいと思えます。

第五章では、海域の利用であります。この海域

の利用というのは具体的にどんなことを指しているんでしょうか。

○増田政府参考人 海域も理念的には空域と同じでございまして、その海域をいろいろな艦船が通る、その交通整理をうまくしよう。艦船と申しますのは、海上自衛隊といいますが、自衛隊の船もあれば米軍の船もある。他方で、住民の避難のための船舶の運航というのもありましようし、また、通常の貨物や乗客を運ぶ船の往来というものもあるという中で、それをいかにしてうまく交通整理をするかという観点で、海域の利用に関し指針をまず定めようということを考えておるわけでございます。

○赤嶺委員 米軍や自衛隊とそれから民間船舶の行動のすみ分けということになるかと思えますけれども、特定の海域というのがあります。これはどのぐらいの範囲なんですか。特定の海域というのは、どういうことを指しているんですか。航路のことを指しているんですか。

○増田政府参考人 特定の海域と申しますものについて、このぐらいの広さを持った概念として我々が念頭に置いてあるといったようなものは現在のところございません。まさにそれは事態の様相等によつて変わって得るものだと思っております。

いずれにいたしましても、このような特定の海域を定めて利用指針を定めようとするというふうな考えをわけでございますから、そこに、その海域においてある種の特定のものの利用が錯綜する、もしくは競合する可能性がある海域というものを念頭に置いております。

○自見委員長 赤嶺君、質疑時間が終了いたしましたので、簡潔にお願いします。

○赤嶺委員 時間が来ましたので、これで終わりますが、引き続き、質疑はこれからも継続させていただきます。

○自見委員長 次に、東門美津子君。

○東門委員 社会民主党の東門です。よろしくお

願います。

先日引き続きまして、私、まず最初に、辺野古でのボーリング調査について質問いたします。名護市辺野古沖のボーリング調査反対のための座り込みは、本日、二十八日で十日目を迎えます。命の海を守ろうとする人々には疲労の色も濃く、体調を崩す人も出ています。特に、おじいちゃんやおばあちゃん、高齢者の方々を一刻も早く休ませてあげたいというのが現場で体を張っている人たちの気持ちです。

また、警官を導入することは、沖縄の海を守る運動を沖縄の警察官がつぶすということであり、沖縄県民にとっては耐えられない悲劇です。名護警察署の幹部も、話し合いで解決してほしいと述べており、実力行使は何としても避けたいという気持ちであると思えます。

小泉総理は、二十六日の本委員会の普天間代替施設建設にかかわる質疑において、「ぜひとも、そのような住民の理解を得られるような円滑な対応が必要だと私も感じております。」と述べられています。

そこで、改めて、国は抜き打ちで工事を進めることはしない、警察官を導入して座り込みをしている人々たちを排除しないということを確認したいと思えますが、いかがですか。防衛庁長官に伺います。

○石破国務大臣 現時点で予断を持って、これはやらない、あれはやらないということは行政としては申し上げかねるところでございます。しかしながら、累次答弁を申し上げておりますように、これは関係機関の皆様方とも今までもいろんな連絡をとってまいりました。地方公共団体へも御説明をし、理解を得るべく努力はしてまいりました。今後とも、十分に自然環境は守っていかなければならないということは配慮をし、そして、関係機関とも緊密に連絡をとりつつ、調査を整々と進めたいというふうに考えておるところでございます。

これはやらない、あれはやらないということを

ここで申し上げることはできませんが、いずれにしても、そういうことが起こるようなことは望ましいことだと思っております。私どもとしては整々と努力をするということでございしますが、ぜひとも、今後とも関係機関等の御理解を得るべく努力をしたいと思っております。

○東門委員 辺野古漁港で座り込みをしている人たちが求めているのは、私は二十六日の本委員会でも申し上げましたが、住民へのきちんとした説明です。この海を生活の糧とし、先祖代々守ってきた人々に対しては、作業計画を説明し、理解を得る義務が国にあります。

防衛施設局は、計画をホームページで公開しているとして説明会の開催を拒否していますが、自分たちの一方的な主張のみを公開して、住民の疑問や質問に答え、生の声を聞くこともせずに、コンピュータの画面の上で公開すればそれで済むと考えるのはお上意識丸出しのおごりです。

反対運動をしている人々に、そして沖縄県民に、きちんと工事予定を説明する義務、話し合いを行う義務があると考えます。防衛庁長官、いかがでしょうか。

○石破国務大臣 これは、先生も副知事としても行政をやつてこられました。行政の一番適正な進め方ということにつきましてはいろいろな御指導もいただいていたかばならないと思っております。ところでございます。

私どもといたしましては、今まで防衛施設庁として、名護市の当局ともいろんな御相談をしながら、調査の内容でありますとか環境配慮はどのようにして行のかといったことも盛り込みました作業計画について、市会議員の方や地元行政区の方々にも御説明をいたしましたところでございます。

今後ともどのような形で地元の方々に御説明をするかということは、やはり現地の行政の一つの単位といえますか、名護市の当局ともよく御相談をしながら、どのような形で現地の方々に今後とも御理解を得るかということには配慮をしていか

ねばならないと思っております。

○東門委員 今長官おっしゃられましたように、確かに、名護市あるいはその辺野古の行政委員には説明があります。しかし、本当に住民のところには何もおりてきていないことなんですか。

ですから、私が先日からお願いしていますように、申し上げていきますように、ぜひ住民に説明をしていただきたいと思いますことなんです。それを申し上げております。

○石破國務大臣 ですので、どういう形で住民の方々、それこそ先生御指摘のように、その海で生計を立て、先祖代々その地において漁業で生計を営んでこられた方々、そういう方々にお話をすると、やはり私どもとして、その行政単位でありまして名護市というものをぶつ飛ばして、我々として直接いんなお話をすることはいかがなものであろうか。

そういう形で行うことが地元の方々の御理解を得ることになるかということについても、名護市当局ともよく御相談をしてみたいし、これからもうさうだということでございます。

○東門委員 防衛施設庁は、今回のボーリング調査が、ジュゴンや環境への影響は多少はあるにしても大したことはないことでした。先日もし申し上げましたが、氏名も公表できない専門家の意見がある、だから、それによって進めることはできる、大した影響がないということに立っているんです。氏名も公表できない専門家の意見を根拠にして工事に着手するというのは、納得がいきません。

長官、ぜひ、その専門家の氏名、それを公表していただきた。これが捏造ではないということを確認するにはその専門家の氏名を出すしかないと思はれます。もしそれがどうしてもだめなものでしたら、新たに専門家を御指名いただいて、その方たちにお願いをし、ちゃんと意見を聴取してから事を進めたいと思はれますが、いかがですか。

○石破國務大臣 私もその報告は随分と詳細に受けております。これは私が副長官のときから、ジュゴンの問題というのは大きなテーマでございました。ですから、私は、その報告も受けておりますし、捏造だとは思っていませんが、この氏名を出せませんということにはいろんな理由がございます。施設庁の方から先生に何度か御説明をしておりますかと思はれます。

やり方はともかくといたしまして、つまり、じゃ、全くやり直さすのかといえ、私は、今日に至るまでのプロセスがいかに進んだとも思っておりますし、それなりに科学的な調査を十分やったものと思っておりますが、どうすればそのような御懸念が払拭できるかということについては考えてみたいと思はれます。

○東門委員 ただいまの長官の御答弁、ぜひそのようにお願いしたいと思はれます。県民も、ああ、そうなのか、こういう方々が、お名前が出るか出ないかわかりませんが、本当に信頼できる意見だということがわかれば、それはいいんですけれども、今のところ、本当に捏造であつても——私、説明を受けました。これは捏造と言われてもしようがないじゃないですかと施設庁には言いました。それで、一言もありませんでした。それでは困るということなんですね。ぜひそのところは、お考えいただきたいと思はれます。

環境省も、副大臣、おいでになっておられると思はれますので、質問いたします。二十六日午前、ジュゴン保護キャンペーンセンター、日本自然保護協会、世界自然保護基金日本委員会、三団体は、「沖縄のジュゴン生息地の保全および普天間飛行場代替施設建設計画の見直しを求める声明」を発表しました。代表が防衛施設庁を訪れ、声明を伝えるとともに、移転先の名護市辺野古沖で予定しているボーリング調査の中止を求めています。

日本自然保護協会の調査によっても、辺野古の海でジュゴンが海藻を食べていることが確認されています。ジュゴンは国の天然記念物であり、絶

滅が危惧されています。このような貴重な種が生息する海を破壊し、ジュゴンを絶滅に追いやることは、我が国にとっても、また国際的にも許されることではありません。

自然保護団体の皆さんは来月にも米国を訪問し、米政府や環境保護団体に普天間基地代替施設建設計画の撤回と沖縄の自然の保護を訴える予定だと伝えられています。

今回のボーリング調査について、自然保護という立場から環境省はどのような認識を持っておられるのでしょうか、環境省の御見解を伺います。

○加藤副大臣 お答えいたします。

ボーリング調査等の現地技術調査につきまして、普天間飛行場代替施設の護岸工事、その検討に必要なデータを収集するために実施するものと聞いておるところでございます。

このような調査の実施については、事業者であります防衛施設庁が判断するものであります。その際に、環境への影響についても検討されるべきでございます。

また、環境省といたしましては、現地技術調査の実施については、可能な限り環境への影響の少ない方法で実施されることが重要であると認識しております。この観点から、事業者に対して助言を行ってきるところでございます。

○東門委員 これまで環境省として事業者に行ってきた助言が、事業者によってしっかりと守られていくかということのチェックもあります。どうか。

○加藤副大臣 環境省としては、ただいま申し上げましたように、ボーリング調査を含む現地技術調査の作業計画につきまして、防衛施設庁から相談を受けまして、現地技術調査の実施に当たりましては、先ほど申し上げましたように、可能な限り環境への影響が小さい方法を選定すべきである、そういう助言をしております。

その助言の内容でございますけれども、第一点は、調査の実施に当たりましては、事前に専門家の意見を聴取しつつ作業計画を作成し公表すること、それから第二点は、地質調査や海床調査にか

かわる調査地点の選定、あるいはボーリング作業について、ジュゴンや藻場、あるいはサンゴへの影響にできるだけ配慮すること等を申し上げてございます。

例えば、具体的に申し上げますと、ボーリング調査地点にしましては、ジュゴンが通る可能性があるところ、リーフの切れ目でございますけれども、それになるべく避けること、あるいは藻場、サンゴ等にできる限りかからないような努力をすること、さらにボーリング作業は早朝、夜間には実施しないこと、こういった関係につきまして申し入れをしておりますところでございます。

○東門委員 大体そういうお答えかなとは思っていましたが、やはりそのとおり返ってきたという感じではあります。

時間がかかり迫っていますが、一、二問、国民保護法案について質問をさせていただきます。去る二十日の委員会の質疑におきまして、国民保護法案で言うところの国民の定義についてお尋ねしましたら、井上大臣の御答弁は、「実質的に、外国人につきましては区別を取り扱う」ということは今のところは考えておりませんので、地方自治法で言う住民と同じような理解でよろしいと思はれます。」というものでした。

国民保護法案においては、国民という言葉が多用されております。在留外国人あるいは在日外国人が有事において差別的な取り扱いを受けるのではないかと不安を抱いても不思議ではないのではないかとと思はれます。

国民保護法案における国民が住民と同じ意味であるならば、私、先日もし申し上げましたけれども、名称を住民保護法案と修正するなり、国民に外国人が含まれていることを明示する定義、規定を置くなりして、有事に際しては外国人も保護されるということを示すかには思はれます。

○井上國務大臣 まず保護すべきはやはり国民であるというこの原則ですね、これは武力攻撃事態

にゲリラに対する対処をするための有事態勢を
いて、作戦は四十九日間、最大で六万人規模
の兵を動員した、こういうことでございます。武
装ゲリラとの戦闘というのは非常に大変なこと
であ

るなどと思います。

ただ、仮に日本でこういうことがあった場合、
どうなのか。私は、海上における治安の維持とい
うことについては、第一義的には警察機関である
海上保安庁が対処する、こういうことを承知して
おるわけですが、こういう韓国の例を挙げました
けれども、こういうように今、半潜水艇あるいは
小型潜水艇が我が国の原発を破壊する目的で領海
内に侵入してくるようなことが試みに対して、
要するに、半潜水艇とか小型潜水艇ということに
なりますと、対潜警戒能力あるいは対潜水艇作戦
用の武器、こういうものを海保は持っていないわ
けですね。こういう場合、やはり海上自衛隊とい
うものの能力というのが必要になってくるんでは
ないかな、私はこう思っております。

今それこそ、武装工作船で来るというよりも、
これだけ二十四時間で海保が警備しておりますか
ら、むしろ半潜水艇とかあるいは小型潜水艇で来
るといふ蓋然性の方が高いと思うんですね。そう
いうことで、防衛庁長官にこのあたりのことにつ
いてお伺いしたいと思っております。

○石破国務大臣 おっしゃいますとおり、今度は
潜水艇かもしれないというとは思っています。
つまり、能登半島でもそうですし、九州沖でもそ
うですが、工作船、もう不審船じゃないですね、
工作船になった。今度は潜水艇で来たら一体どう
なるんだという問題意識は私も持つておりま
す。

先生御指摘のように、海保には対潜能力はござ
いません。見つけることもできませんし、もちろ
ん沈めることもできないし、そんな権限も持つて
おらないわけでございます。

そうしますと、先生御案内のとおり、平成八年
の十二月二十四日の閣議決定がございます。これ
は海上警備行動の下令についてですが、これが迅
速にできるように定めたものでございます。

そういったしますと、私どものP3Cできちんと
網を張っている。それでまず海上保安庁に連絡が
行くようにするか、もしくは、これは潜没潜水艇

であるというようになりましただけに浮上
をさせる、それでもなお従わないようなときに
は、海上自衛隊しか能力を持つておりませんの
で、その場合にはP3Cと海上自衛隊で海上保安
庁を挟まずに行うということも、これはあり得る
ことでございます。八十二条は、「特別の必要が
ある場合」というふうな記述になっておりますの
で、これはどう見たって潜水艇に対しては海上保
安庁能力なしということになりますと、それはそ
ういうような対応になります。

私もそういったしましては、平素から、海上保安
庁と海上自衛隊、これはもちろん現場同士もござ
います、私どもの運用局と海上保安庁のいわゆる
背広の方々、あるいは警備救難監を初めとする
方々、もう縄張り争いとかそんなことを言ってい
てもしょうがありませんので、どの場合にとのよ
うに対応できるか、海保でできることは海保、海
上自衛隊でできないことは海上自衛隊。あ
わせて、国家資源の二重配分、私どもと海上保安
庁が同じような船を持つていても仕方ございま
せんので、このところをどうするかということ
を、今、図上におきまして、また現場におきま
しても緊密に訓練を継続しておるところでござい
ます。先生の問題意識は強く持つております。

○大口委員 海上保安庁長官、見えましたが。
まだですね。

それでは、次に、原子力発電所をどう守るか、
こういうことで、これは有事対処における大きな
課題であるわけです。そして、ゲリラによって、
例えば中央制御室の占拠、そして原子炉が冷却で
きないようにする、こういう形で原発のコント
ロール部分を支配されるというような場合が想定
されるわけですね。こういう場合、この武力攻撃
事態等で、個々の市町村だとかあるいは都道府県
の区域を超えた広域な対処が一層必要になってく
る、こう思うわけでございます。

ジェー・シー・オーの臨界事故がありました。
その教訓の中で、要するにも初期動作が非常に
大事であって、国と自治体が連絡を強化する。そ

れから、やはり国の緊急時対応態勢というのを強
化する必要がある。こういうことが、ジェー・
シー・オーの反省があつて、それで原子力災害対
策特別措置法というものができて、原子力災害現
地対策本部というものを置くことになってい
ます。非常にこの原子力発電所の特殊性なわけ
ですね。

そこで、武力攻撃事態等で、通常の災害等のと
きとは違って、けた違いの広範囲の対処が必要と
なってくるわけですので、原発が占拠されたり攻
撃されるといふ武力攻撃事態等において、国とし
てこれは現地に対策本部を置くべきではないかな
と。そして、原子力災害の場合は、国と自治体の
現地の対策本部が連携をとるために原子力災害合
同対策協議会というのを持つて、ここで、国と自
治体で連携を現地に密にとっているわけですね。
そういうことからいっても、私は、今回の法律
では現地対策本部は設けないことになっておりま
すけれども、果たしてそれでいいのかなと。政治
的にも、これはやはり現地対策本部をつくらざる
を得ないんじゃないかなと。

そういうことで、まず、法律上どうなのか、そ
れから、法律とは別に、運用上、知事の権限に影
響を与えない範囲で現地対策本部というものを設
置する可能性はないのか、お伺いしたいと思いま
す。

○井上国務大臣 まず、結論から申し上げます
と、この現地対策本部を置くというのは、私ども
としては想定しておりませんし、余り適切な
方法ではないんじゃないかと思っております。

といいますのも、この武力攻撃事態等、これは
まさに国の有事でありまして、こういう事態が起
こりますと、国を挙げて対処をしていかないと
いけないわけでありまして、国も都道府県も市町村
も、あるいは関係機関も、総力を挙げてそういう
武力攻撃事態に対応しないといけないわけでは
ない。武力攻撃を排除するとか、あるいは国民保護
のための措置をとっていかないとけないという
ことでございまして、そういう意味では、司令部

に当たります国の機能というのは非常に大切だ、
こんなふうなふうに思っています。また、都道府県の方
も、国のそういう対応を受けまして、それこそ一
〇〇%十分な措置をとらないといけない、という
役割を果たすんだらう、こんなふうな考えるわ
けであります。

どうも現地の対策本部をやりますと、私は、組
織といいますのは、決定があれば迅速にそれを実
行していくような組織が一番いいわけですね、簡
潔で迅速に対応するという。そこにまたもう一つ
新しい組織が来ますと、そういう点からいしまし
ても若干の問題が出るんじゃないか。あるいは屋
上屋を重ねるようなことになりまして、中央で意
思決定したことが、その現地の対策本部に参りま
すとそれはどうもそうではなくなるような、多少
また食い違うというような場合もあるわけであり
まして、そういう組織の上から問題があるんじゃ
ないのかなというのが一つです。

それからもう一つは、やはり国の本部といいま
すのは、日本全国を見ないといけないわけでは
ない。日本全国を見まして、その計画、計画とい
うか対策をつくり、また、問題のところにつきま
してはそれは正の措置をとっていかないとけない
わけでありまして、私は、そういう全国を見ると
いうような視点からも、やはり現地対策本部をそ
れぞれの現地に置いていくということはいささか
問題があるんじゃないかな、こんなふうに思いま
す。

それでは現地との連絡が問題じゃないか、こう
いう御質問だろうと思うのでありますが、これ
は、都道府県の対策本部の中に、国の出先機関で
すね、指定地方行政機関と言っておりますけれど
も、そういった職員だとか自衛隊の職員なんかも
入るようになっておりますので、そういう中で十
分な意思疎通をしながら国の方とも意思疎通をし
ていく、こういうことで対処できるんじゃないか
な、こんなふうな考えているわけでございます。
意思疎通が必要なのは十分理解をいたします
けれども、それはこの都道府県対策本部へのそれ

ぞれの職員の派遣ということで成果を上げていくべきだし、上がるんじゃないか、そんなふうな期待をいたしているわけでございます。

○大口委員 屋上屋を重ねるというお言葉については、原子力災害の場合どうかとか、あるいは非常災害対策本部の場合どうかということがあります。ただ、時間もありませんのでこの程度にとめておきます。

海上保安庁長官、来られましたか。私の質問は聞いておられますね。では、よろしく願います。

○深谷政府参考人 遅参をいたしまして恐縮でございます。

原子力発電所の警備の関係でございますけれども、海上保安庁といたしましては、平成十三年、例の九・一一の米国の同時多発テロがございましたけれども、それ以降、本庁に海上保安庁国際テロ警備本部、こういうものを置きまして、各種テロ対策、それからテロ発生時の即応態勢、こういったものについて整えてきているところでございます。

具体的な原子力発電所の警備、これに関連いたしましては、警察機関との間における共同訓練の実施でございますとか、あるいはホットラインの設定というふうなことを含めまして、緊密な連携をとりながら、我が庁といたしましては、巡視船艇を全国十七カ所の原子力発電所に常時配備をいたしております、必要に応じて航空機も運用をいたしながら、周辺の海域についての巡視警戒、これを行っております。

無論、事業者との連携も大事でございますし、また、事業者自身に対しましては自主警備の強化、これもお願いしているところでございます。今後の話といたしまして、御指摘の高速高機能大型巡視船、この配備の問題でございますけれども、いわゆる高速高機能大型巡視船、こう申しましたものは、工作船、不審船事案がございましたけれども、このほか、いわゆる薬物、銃器の密輸、あるいは原子力発電所を含めた警備、

こういった関係のテロ対策に対応すべく十四年度予算から整備を始めておりまして、今年度予算におきましても認めていただきまして、合計六隻を代替建造すべく、今整備中でございます。

具体的にどこにこれを配備していくか、この点につきましては、現在まだ具体的に決定しておりませんけれども、全体的な対応業務をよく考えまして、先生の御指摘も踏まえまして、いろいろ今後具体的に検討させていただきたい、かように思っております。

○大口委員 今前向きな答弁がありましたので、しっかりとやっていただきたいと思います。武力攻撃事態への対処という、武力攻撃の態様を具体的に想定して必要な対処の措置を明らかにするために、原子力発電所に係る被害の特殊性を考慮して、電気事業者、地方自治体、それから有事の専門家等で構成する専門委員会、これを設置すべきではないか。

そして、運転の停止基準とかその手続とか、そういうことも検討する。そして、この原子炉本体だけじゃなくて、冷却水の取水口をどう守っているかとか、使用済み核燃料貯蔵施設あるいは送電施設、変電施設、資機材の搬入路等の施設ごとに、被害区分に応じた必要な対処の措置を検討しておく、こういうことも必要だと思います。

これも、この専門委員会というものをきちっと設置して、これから方針ですとかあるいは国民保護計画だとか、そういうこともありますので、オフイシャルなものを設定すべきだ、こう考えています。いかがでしょうか。

○井上国務大臣 御指摘の点はごもっともなことばかりでございます。私も、これから十分検討いたしまして、いろいろな基準、あるいは作業手順でありますとか、そういうものの中身につきまして、きつちりと決めていかないとけないものばかりでございますので、十分検討して対処していきたいと考えます。

○大口委員 原子力安全・保安院長も来られていますので、御答弁をお願いします。

○佐々木(宣)政府参考人 今御指摘のような要望が原子力発電所の地元の方の公共団体からも出されていることを承知しております。こうした要望も踏まえまして、有事における原子力施設防護に係る対策についての意見交換等を行うため、現在、内閣官房と原子力安全・保安院の共催におきまして、関係省庁、関係の地方公共団体及び電気事業者で構成する懇談会を設置しております。既に二月に第一回会合を開催したところでございます。

この懇談会では、有事の対応を想定いたしました。有識者あるいは専門家から必要に応じて有事の際の原子力施設の防護対策について説明を聴取しながら、原子力発電所の運転停止命令のあり方、原子力発電所の運転停止時の電力の安定供給のあり方など、有事におきまして必要な対応策を検討しております。本年の夏を目途に取りまとめることといたしております。また、取りまとめ結果は、必要に応じて、今後の国民保護法制の運用や計画等に反映させていきたいと考えております。また、この懇談会における配付資料あるいは議事録概要につきましては、公表可能なものは、すべて原子力安全・保安院のホームページに掲載等を通じて公表することといたしております。

また、各施設において攻撃に対してどのようなシミュレーションを行うかについても、私どもの方でいろいろ今検討しているところでございます。

○大口委員 次に、自衛隊法の第百三条に基づく自衛隊のための土地の使用等、これは県知事の法定受託事務、こういうことになっておるわけですが、今回の国民保護法におきまして、避難住民等の収容施設等のための土地の使用等というものが、これは国民保護のための措置も都道府県知事の事務、こうなったわけです。

このため、都道府県の中には、国民保護の任務のために、自衛隊法百三条に基づく要請に迅速にこたえられるのか、また、同法百三条に基づく要請と国民保護の任務が競合した場合、どのように

対応すべきかといった不安の声が出ておるわけですが。

より具体的に言いますと、同法の百三条に基づく土地使用等の要請と国民保護法案に基づく使用等が競合した場合、例えば、同一の土地の使用が競合した場合等、どうするのか。このあたりにつきまして、防衛庁長官に見解をお伺いしたいと思います。

○石破国務大臣 これは静岡県知事さんからも随分と言われておりまして、全国知事会等々でも大分議論はいたしました。

要するに、知事は忙しいのではないかと、そういうときには住民の避難とかそういうのに忙殺されておって、そんなことをやる暇はないので、都道府県知事を通さずに直接国がやってくれぬか、端的に言えばこういうふうなお話ではなかったかと思っております。

ただ、私も、仕組みといたしまして、やはりその場で、これを使わせていただいているかどうかというところについては、どうも防衛庁長官や総監等々ではわからない。やはり、地元はこうです、こうなっていますというふうなことに通曉しておられるのは知事さんなのであろう。したがって、防衛庁長官または陸上自衛隊の方面総監が知事さんに対してそれを使わせてくださいというふうな要請をし、それを受けて、知事さんが土地等の使用権を得られました上で自衛隊に使用させる、こういうふうな仕組みにしておるわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、とても忙しくてそんな要請にはこたえられぬというところもございましょうから、百三条一項ただし書きに基づきまして、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛庁長官等は、知事さんに通知をいたしました上で、みずから土地を使用する権限を行使することができ、こういう仕組みになっておるわけでございます。

これが、知事さんが判断できないというような場合にはどうなるであろうか、あるいは、先生が

おっしゃいますような競合ということになればどうなるであろうかということですが、優先順位は知事さんが順番に判断をしていますが、優先順位になるのですけれども、そういう事態において、本当に忙殺されている、あるいはどっちがいかかわらぬということになりますれば、これはもう最終的に、内閣総理大臣が対策本部長といたしまして、これは法的根拠は事態対処法十四条第一項でございますが、総合調整を行うということになります。

これはどちらがいいのかというような議論のあったところでございますが、やはり法的な仕組みとしてはこういうことになるのではないかし、かといって、知事さんに御負担をかけたというようなことは避けていかねばならないけれども、よく麻生大臣がおっしゃいますように、これは、見たことも聞いたこともない防衛庁長官が、あの土地を使う、こうやって言いますよりは、やはり基本的に知事さんをお願いするといふふうな法的な仕組みの方が実効を得やすいのではないかと考えておる次第でございます。

○大口委員　そこら辺、どういう状況になるのかということ、知事としては、防衛庁長官からの要請というのはこたえたいという気持ちもあると思うんですね。ただ、有事の避難とかそういうことについては、これは相当の事務量だし、大変なことになっているということからいくと、本当に受けられませんか。それで、ただし書きで、長官が、防衛庁が直接交渉する。実際、では、そういうことが可能なかという、地理不案内な、法律上は可能だけれども、実際上できるのかということからいけば、むしろできないことを想定して、各都道府県にそういうような担当の者を置いて、そういう者にさせた方がいいのではないか、その方が現実的じゃないか、こういう趣旨だと思ふんですね。

ですから、そこは、知事の対応を期待してやるのがいいのか、それとも、それはもう最初から期待しないで防衛庁でやった方がいいのか、そこら

辺の判断だと思うんですが、長官、そこら辺はどうでしょうか。

○石破国務大臣　それは、先生御指摘のように、どっちが実効性が上がるかね、こういう判断なんだろうと思つていますが、先ほどの答弁の繰り返しでございますが、事態に照らし緊急を要すると認めますときは、防衛庁長官等は、通知をした上で、みずから土地使用等の権限を行使することができ、こういうことになるわけでございまして、そのことをどういうふうに判断するのかという点にもなるかと思ひます。

これは当面、もし御賛同が今国会においていただけるということになりますれば、これで参りますが、本当に、ずっとこの法案を議論しておりますが、本当に、先生が御提起になりましたような話、私も、よく考えておるところでございます。実際その場になって動くのかということが一番必要でございますので、よく検証してまいりたいと思ひますし、今後ともお教えをいただきたいと思ひます。

○大口委員　それから、これは各都道府県で、今度、避難所というものと、いろいろつくっていくわけですから、そういう情報といいますか、各県ごとにあるわけですね。そういう点で、Aという県からBという県に例えば避難するという場合、どこに避難所があるかとか、そういう避難についてのいろいろなデータベースといいますか、情報といひますか、これはやはり各県が持つていたいわけですね、他県の情報についても。

そういうことで、例えば、国で避難所のデータベースを持つておいて、それで提供するというような、そういう考えはないですか。

○井上国務大臣　今の時点ではそこまでは考えていなかったものでありますけれども、そういう各種の避難についてのデータ、それについてデータベースをつくつてだれでも利用できるようなにするということ、これは大変いい考えだと思ひますし、方向としてもそういうことをやっていくの

はいい、そんな感じがいたします。

○大口委員　昨日、安全保障と防衛力に関する懇談会というのが発足しました。新たな脅威あるいはBMD導入等、いろいろこれは議論があると思ひわけですね。

私は、その中で情報収集というのが非常に大事だということ、情報本部というのも防衛力にできたわけでありまして、周辺の情報、それからアジアの情報、それから世界の情報、これから国際平和協力ということもありますから、そういう点で、情報衛星といひますか、いわゆる偵察衛星といひますか、非常に大事になってくる、こう思ひわけですね。

昨年の三月二十八日に日本初の情報収集衛星の二機が種子島宇宙センターから打ち上げられ、一機は解析度一メートルの光学衛星で、もう一機が夜間や霧などの悪天候の中でも地上撮影のできるレーダー衛星、こういうことです。ところが、この二機だけでは二日に一回ということでございますし、毎日一回見るにはあと二機必要だ、こういうことでございます。

そして、昨年十一月二十九日にHⅡA六号機が打ち上げられたわけですが、これが失敗した。そして、固体ロケットブースターのうちの一本が分離できないで、地上から指令破壊という形で失敗したわけでありまして。

いわゆる偵察衛星というのは地上の情報収集に非常に有効である。それに、例えば、周辺の情報というのは、ヒューミントといふことを組み合わせれば、アメリカにその情報は違いましたといふことも言える、そこを我々は目指していると思ふんですね。そういう点で専守防衛に果たす役割も大きい。ぜひとも四機体制を早期に実現していきたい、こう思つておるわけですね。

そこで、事故調査委員会等、この事故原因は何なのかということ、十四名から成る、有識者から成る宇宙開発委員会の調査部会というのが開かれ、昨年十一月ですが、そして、この失敗の原因が、ブースターのノズルが削れて穴があいて、

燃焼ガスが漏れてブースターを分離する導火線を損傷したと断定して、ノズルの形状変更などを盛り込んだ報告書がまとめられたわけですね。

これに対して、宇宙開発委員会の井口委員長は非常に強く反発して、実物による燃焼試験が必要だと宇宙航空研究開発機構に直接申し入れをした、こういうふうに向つています。

打ち上げ失敗で深海に沈んだブースターノズルは発見できなかった。一九九九年十一月のHⅡロケット八号機の打ち上げの失敗のときは、小笠原諸島水深三千メートルのところからエンジンを引き揚げたと「プロジェクトX」でも話題になったわけですが、今回は引き揚げられなかった。

そういうことで、この井口委員長はどういうふうに向つておられるかという、故障した六号機と同型のロケットブースター四機が残っている、打ち上げの失敗の原因を究明するには、この失敗したのと同型のロケットブースターの実物で燃焼試験をすべきではないかと。損失額で六百三十三億ですね。これに対して、実物のブースターで実験すれば費用は数億なんですね。

やはり私は、これは実物実験をやった方がいい、こういうふうに向つておられますが、これに対していかがでございますでしょうか。

○自見委員長　簡潔にお願いいたします。

○坂田政府参考人　ただいま先生お尋ねの件でございますけれども、事故原因究明をやつておりました宇宙開発委員会の調査部会の報告書案におきましても、今回の事故の原因と考えられます問題につきましても、関連してデータ取得を継続して行うべきであると指摘もなされておりますので、宇宙航空研究開発機構におきましては、この点も踏まえまして、六号機のものと同型の固体ロケットブースターを用いて燃焼実験を実施するという方向であるということ聞いております。

今後、この宇宙機構におきましては、専門家の意見もよく聞きまして、試験の実施の方法、それから、何をデータとして取得するのか、よく検討

して対応するというぐあいになっているところでございます。

○大口委員 ありがとうございます。

○自見委員長 次回は、来る五月十日日曜日午前九時十五分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

平成十六年五月十九日印刷

平成十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C